

10月30日 食品衛生分科会

文書による報告品目等に関する資料

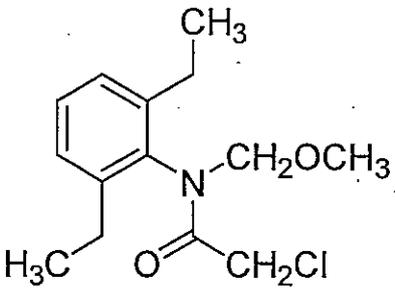
### (3) 文書による報告品目等

#### ① 農薬等

・アラクロール（適用拡大）	1
・イソプロチオラン（適用拡大）	5
・イリドウイルス病・ぶりビブリオ病・ $\alpha$ 溶血性レンサ球菌 症・類結節症混合（多糖アジュバント加）不活化ワクチン （意見聴取）	8
・牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢一粘膜病・牛パライ ンフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス （7型）感染症・ヒストフィルス・ソムニ感染症混合ワク チン（意見聴取）	9
・牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢一粘膜病2価・牛パ ラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイル ス感染症混合生ワクチン（意見聴取）	10
・クロチアニジン（適用拡大）	11
・シエノピラフェン（適用拡大）	17
・テブコナゾール （適用拡大+インポートトレランス申請）	20
・豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン（豚繁殖・呼吸障害 症候群ウイルス KKM-33 株及び KCI-97137 株）（意見聴取）	27
・ビフェナゼート（インポートトレランス申請）	28
・ビフェントリン （適用拡大+インポートトレランス申請）	33
・ピラクロストロビン （適用拡大+インポートトレランス申請）	40
・ピリダリル（適用拡大）	47

・ピリフルキナゾン（適用拡大）	50
・ブプロフェジン（適用拡大）	53
・フルベンジアミド （適用拡大＋インポートトレランス申請）	58
・フロニカミド（適用拡大）	63
・ペンチオピラド（インポートトレランス申請）	69
・ボスカリド（適用拡大）	74
・メトキシフェノジド（インポートトレランス申請）	81
・対象外物質 21 品目（アスパラギン等）	88

アラクロール (Alachlor)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/除草剤										
作用機構	酸アミド系除草剤である。超長鎖脂肪酸の合成阻害により、成長部位での正常な細胞分裂を妨げることによって植物を枯死させると考えられている。										
適用作物/適用雑草等	なし/一年生雑草、とうもろこし/一年生イネ科雑草 等										
我が国の登録状況	なし、とうもろこし等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国において小麦、畜産物等に、カナダにおいてそらまめ、ばれいしょ等に、EU においてとうもろこし、えんどう等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日摂取許容量 (ADI) 0.01 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌)</p> <p>無毒性量 1 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：農産物及び魚介類にあってはアラクロールとし、畜産物にあってはアラクロール及び加水分解により DEA [2,6-ジエチルアニリン] 又は HEAA [2-エチル-6-(1-ヒドロキシエチル)アニリン] へ変換される代謝物とする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="571 1621 1401 1850"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>35.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>63.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>32.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>35.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	35.7	幼小児 (1~6 歳)	63.9	妊婦	32.0	高齢者 (65 歳以上)	35.7
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	35.7										
幼小児 (1~6 歳)	63.9										
妊婦	32.0										
高齢者 (65 歳以上)	35.7										
意見聴取の状況	今後、パブリックコメントを実施予定 (在京大使館への説明及び WTO 通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm	
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
どうもろこし	0.02	0.02	○			<0.005,<0.005(未成熟)	
その他の穀類	0.05	0.05	○			<0.01(#),<0.01(#)(ソルガム)	
大豆	0.02	0.02	○			<0.005,<0.005	
小豆類	0.02	0.02	○			<0.005,<0.005 (いんげんまめ)	
そら豆	0.1	0.1	○				
らっかせい	0.02	0.02	○			<0.005(#),<0.005(#)	
その他の豆類	0.1	0.1	○				
ばれいしょ	0.01	0.01	○			<0.005(#),<0.005(#)	
かんしょ	0.02	0.02	○			<0.005(#),<0.005(#)	
てんさい	0.01	0.01	○			<0.005(#),<0.005(#)	
さとうきび	0.01	0.01	○			<0.005(#),<0.005(#)	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.01	0.01	○			<0.005(#),<0.005(#)	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.01	0.01	○			<0.01(#),<0.01(#)	
かぶ類の根	0.01	0.01	○			<0.002(#),0.002(#)	
かぶ類の葉	0.01	0.01	○			<0.002(#),0.002(#)	
はくさい	0.01	0.01	○			<0.005(#),<0.005(#)	
キャベツ	0.01	0.01	○			<0.005,<0.005	
芽キャベツ	0.01	0.01	○				
こまつな	0.01	0.01	○			<0.002,<0.002	
ブロッコリー	0.02	0.02	○			<0.005,<0.005	
その他のあぶらな科野菜	0.01	0.01	○			<0.002,<0.002(のざわな)	
ほうれんそう	0.01	0.01	○			<0.005(#),0.012(#), <0.005(#),0.010(#)/ <0.005,<0.005,<0.005, <0.005,<0.005	
えだまめ	0.02		○			<0.005(#),<0.005(#)	
日本なし	0.01	0.01	○			<0.005(#),<0.005(#)	
西洋なし	0.01	0.01	○			(日本なし参照)	
いちご	0.01	0.01	○			<0.005,<0.005	
ぶどう	0.01	0.01	○			<0.005(#),<0.005(#)	
牛の筋肉	0.02	0.02			0.02	アメリカ	推:0.0017
豚の筋肉	0.02	0.02			0.02	アメリカ	【牛の筋肉参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02	0.02			0.02	アメリカ	【牛の筋肉参照】
牛の脂肪	0.02	0.02			0.02	アメリカ	推:0.0027
豚の脂肪	0.02	0.02			0.02	アメリカ	【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	0.02			0.02	アメリカ	【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	0.02	0.02			0.02	アメリカ	推:0.0112
豚の肝臓	0.02	0.02			0.02	アメリカ	【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.02			0.02	アメリカ	【牛の肝臓参照】
牛の腎臓	0.02	0.02			0.02	アメリカ	推:0.0151
豚の腎臓	0.02	0.02			0.02	アメリカ	【牛の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02	0.02			0.02	アメリカ	【牛の腎臓参照】
牛の食用部分	0.02	0.02			0.02	アメリカ	【牛の腎臓参照】
豚の食用部分	0.02	0.02			0.02	アメリカ	【牛の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02	0.02			0.02	アメリカ	【牛の腎臓参照】
乳	0.02	0.02			0.02	アメリカ	推:0.0018
鶏の筋肉	0.02	0.02			0.02	アメリカ	推:0.00023
その他の家きんの筋肉	0.02	0.02			0.02	アメリカ	【鶏の筋肉参照】
鶏の脂肪	0.02	0.02			0.02	アメリカ	推:0.00023
その他の家きんの脂肪	0.02	0.02			0.02	アメリカ	【鶏の脂肪参照】
鶏の肝臓	0.02	0.02			0.02	アメリカ	推:0.00047
その他の家きんの肝臓	0.02	0.02			0.02	アメリカ	【鶏の肝臓参照】
鶏の腎臓	0.02	0.02			0.02	アメリカ	推:0.00045
その他の家きんの腎臓	0.02	0.02			0.02	アメリカ	【鶏の腎臓参照】

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm	
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
鶏の食用部分	0.02	0.02			0.02	アメリカ	【鶏の腎臓参照】
その他の家きんの食用部分	0.02	0.02			0.02	アメリカ	【鶏の腎臓参照】
鶏の卵	0.02	0.02			0.02	アメリカ	推:0.002
その他の家きんの卵	0.02	0.02			0.02	アメリカ	【鶏の食用部分参照】
魚介類	0.06	0.06					推:0.052
ミネラルウォーター類	0.02	0.02		0.02 <sup>注)</sup>			

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

推:推定される残留量であることを示す

注)WHO飲料水水質ガイドラインのGuideline Valueに基づき設定(Guideline Value:WHOにおいて各国の規制当局と給水サービス提供者による飲料水水質の維持・向上を目的に設定されるWHO飲料水水質ガイドラインにおいて、飲料水水質を評価するための基礎となる数値であり、生涯にわたって摂取した場合、摂取者の健康に重大なリスクを起ささない濃度を示す。

## 答申(案)

## アラクロール

食品名	残留基準値
	ppm
とうもろこし	0.02
その他の穀類 <sup>注1)</sup>	0.05
大豆	0.02
小豆類 <sup>注2)</sup>	0.02
そら豆	0.1
らっかせい	0.02
その他の豆類 <sup>注3)</sup>	0.1
ばれいしょ	0.01
かんしょ	0.02
てんさい	0.01
さとうきび	0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.01
かぶ類の根	0.01
かぶ類の葉	0.01
はくさい	0.01
キャベツ	0.01
芽キャベツ	0.01
こまつな	0.01
ブロッコリー	0.02
その他のあぶらな科野菜 <sup>注4)</sup>	0.01
ほうれんそう	0.01
えだまめ	0.02
日本なし	0.01
西洋なし	0.01
いちご	0.01
ぶどう	0.01
牛の筋肉	0.02
豚の筋肉	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注5)</sup> の筋肉	0.02
牛の脂肪	0.02
豚の脂肪	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.02
豚の肝臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02
牛の腎臓	0.02
豚の腎臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02
牛の食用部分 <sup>注6)</sup>	0.02
豚の食用部分	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02
乳	0.02
鶏の筋肉	0.02
その他の家きん <sup>注7)</sup> の筋肉	0.02
鶏の脂肪	0.02
その他の家きんの脂肪	0.02
鶏の肝臓	0.02
その他の家きんの肝臓	0.02
鶏の腎臓	0.02
その他の家きんの腎臓	0.02
鶏の食用部分	0.02
その他の家きんの食用部分	0.02
鶏の卵	0.02
その他の家きんの卵	0.02
魚介類	0.06
ミネラルウォーター類	0.02

※今回基準値を設定するアラクロールとは、畜産物にあってはアラクロール及び加水分解により2,6-ジエチルアニリン又は2-エチル-6-(1-ヒドロキシエチル)アニリンへ変換される代謝物をアラクロールに換算したものの和をいい、その他の食品にあってはアラクロールのみをいう。

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタビア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

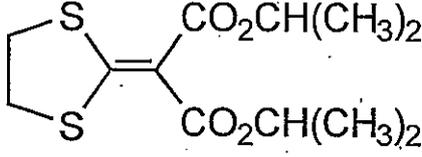
注4)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注5)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注6)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注7)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

イソプロチオラン (Isoprothiolane)

審議の対象	農薬及び動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬／殺菌剤、動物用医薬品／肝疾患用剤										
作用機構	マロン酸エステル系殺菌剤（農薬）であり、いもち病菌を始め白紋羽病菌等に対して強い菌糸生育阻害作用を有する。いもち病菌に対しては、付着器からの侵入過程を強く阻害する。また本剤は、ウンカ類に対し増殖抑制効果を示し、寿命を短縮させたり、産卵数を減少させる。さらに稲に対しては、根の伸長及び発根を促進する効果も確認されている。動物用医薬品としては、肝細胞に作用し、肝臓におけるタンパク質合成を促進することにより、脂質代謝を含めた肝機能を向上させる。										
適用作物／適用病害虫等	稲／いもち病、りんご／白紋羽病 等										
適用動物／用途	牛／肝疾患治療薬										
我が国の登録状況	稲、りんご等に農薬登録がされている。 牛に承認されている。										
諸外国の状況	JMPR 及び JECFA における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、EU において米に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	一日摂取許容量 (ADI) 0.1mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・カプセル経口投与) 最小毒性量 10mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：イソプロチオランとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="558 1635 1428 1904"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>40.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>70.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>30.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>40.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	40.1	幼小児 (1~6 歳)	70.4	妊婦	30.3	高齢者 (65 歳以上)	40.2
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	40.1										
幼小児 (1~6 歳)	70.4										
妊婦	30.3										
高齢者 (65 歳以上)	40.2										
意見聴取の状況	今後、パブリックコメントを実施予定 (在京大使館への説明及び WTO 通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	10	10	○			1.54, 3.54(\$)
かんしょ	0.02		申			<0.005, <0.005
りんご	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
日本なし	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
西洋なし	0.05	0.05	○			(日本なし参照)
びわ	0.02	0.02	○			<0.005, <0.005
もも	0.02	0.02	○			<0.005, <0.005
うめ	0.03	0.03	○			<0.005, 0.007
おうとう(チェリーを含む。)	0.05		申			<0.01, <0.01
ぶどう	0.02	0.02	○			<0.005(#), <0.005(#)
魚介類	3	3				推:2.522

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		休薬 期間	残留試験成績	
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		試験日	参照値 ppm
牛の筋肉	0.02	0.02				14日	7日	<0.02
牛の脂肪	0.02	0.02				14日	7日	<0.02
牛の肝臓	0.02	0.02				14日	7日	<0.02
牛の腎臓	0.02	0.02				14日	7日	<0.02
牛の食用部分	0.02	0.02				14日	7日	<0.02 (小腸)
乳	0.02	0.02				24時間	24時間	<0.02

○:既に、国内において農薬登録のあるもの  
 申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの  
 (#):使用方法を逸脱して実施された試験成績  
 (\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す  
 推:推定される残留量であることを示す

答申(案)

## インプロチオラン

食品名	残留基準値
	ppm
米(玄米をいう。)	10
かんしょ	0.02
りんご	0.05
日本なし	0.05
西洋なし	0.05
びわ	0.02
もも	0.02
うめ	0.03
おうとう(チェリーを含む。)	0.05
ぶどう	0.02
牛の筋肉	0.02
牛の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.02
牛の腎臓	0.02
牛の食用部分 <sup>注)</sup>	0.02
乳	0.02
魚介類	3

注)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

イリドウイルス病・ぶりビブリオ病・ $\alpha$ 溶血性レンサ球菌症・類結節症混合  
(多糖アジュバント加) 不活化ワクチン

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定
経緯	薬事法に基づく動物用医薬品の製造販売の承認申請に伴う意見聴取があったもの。
本剤の概要	マダイイリドウイルス EI-01 G-7 株、ビブリオ・アンゲイラルム AY-1 G-3 株、ラクトコッカス・ガルビエ SS91-014 G-3 株及びフォトバクテリウム・ダムセラ・サブスピーシーズ・ピシシダ AW-02 G-3 株を主剤とし、不活化剤及び溶剤を使用した不活化ワクチンである。
適用動物/用途	動物用医薬品登録申請：ぶり属魚類（魚体重約 30～300g）/ $\alpha$ 溶血性レンサ球菌症、J-0-3 型ビブリオ病及び類結節症の予防。ぶり属魚類（魚体重約 30～100g）/イリドウイルス病の予防。
我が国の承認状況	動物用医薬品として承認されていない。（新たに承認申請がなされたものである。）
諸外国の状況	本製剤の承認及び使用実績はない。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	魚類の感染症であるイリドウイルス病、ビブリオ病、 $\alpha$ 溶血性レンサ球菌症及び類結節症は、いずれも人獣共通感染症とはみなされていない。なお、本製剤の製造用株はいずれも不活化されており、感染性を有しない。以上のことから、本製剤の主剤である製造用株はヒトに対して病原性を示さないと考えられる。本製剤に使用されている添加剤については、その使用状況、既存の毒性評価及び本製剤の用法・用量を考慮すると、本製剤の含有成分として摂取した場合のヒトへの健康影響は無視できると考えられる。以上のことから、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。
基準値案	食品安全委員会における評価結果を踏まえ、残留基準を設定しないこととする。
意見聴取の状況	パブリックコメント、在京大使館への説明及び WTO 通報は対象外
答申案	イリドウイルス病・ぶりビブリオ病・ $\alpha$ 溶血性レンサ球菌症・類結節症混合（多糖アジュバント加）不活化ワクチンについては、食品規格（食品中の動物用医薬品の残留基準）を設定しないことが適当である。

牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス(7型)感染症・ヒストフィルス・ソムニ感染症混合ワクチン

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定
経緯	薬事法に基づく動物用医薬品の製造販売の承認申請に伴う意見聴取があったもの。
本剤の概要	乾燥生ワクチンは、豚精巢細胞培養弱毒牛ヘルペスウイルス 1・No.758-43 株、豚精巢細胞培養弱毒牛ウイルス性下痢ウイルス・No.12-43 株、鶏胚細胞培養弱毒牛パラインフルエンザウイルス 3・BN-GE 株、ハムスター肺由来(HAL)細胞培養弱毒牛RSウイルス・rs-52 株及びやぎ精巢細胞培養弱毒牛アデノウイルス(7型)・TS-GT 株を主剤とし、安定剤を使用した生ワクチンである。液状不活化ワクチンは、ヒストフィルス・ソムニ M-1 Br/B 株を主剤とし、不活化剤、アジュバント及び希釈剤を使用した不活化ワクチンである。
適用動物/用途	動物用医薬品承認申請：牛/牛伝染性鼻気管炎、牛ウイルス性下痢-粘膜病、牛パラインフルエンザ、牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス(7型)感染症及びヒストフィルス・ソムニ感染症の予防。
我が国の承認状況	動物用医薬品として承認されていない。(新たに承認申請がなされたものである。)
諸外国の状況	本製剤の承認及び使用実績はない。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	牛伝染性鼻気管炎、牛ウイルス性下痢-粘膜病、牛パラインフルエンザ、牛RSウイルス感染症及び牛アデノウイルス(7型)感染症は、既に食品安全委員会の食品健康影響評価において人獣共通感染症とはみなされていないと評価されており、かつ、この評価に影響を与える新たな知見は得られていない。なお、主剤のうちヒストフィルス・ソムニは不活化されている。また、保存剤等の添加剤は既に食品健康影響評価を受けた動物用医薬品の添加剤と同一であり、含有量も同量以下であることから、添加剤の使用状況、既存の毒性評価及び本製剤の用法・用量を考慮すると、本製剤の含有成分として摂取した場合のヒトへの健康影響は無視できると考えられる。したがって、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。
基準値案	食品安全委員会における評価結果を踏まえ、残留基準を設定しないこととする。
意見聴取の状況	パブリックコメント、在京大使館への説明及びWTO通報は対象外
答申案	牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス(7型)感染症・ヒストフィルス・ソムニ感染症混合ワクチンについては、食品規格(食品中の動物用医薬品の残留基準)を設定しないことが適当である。

牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢 - 粘膜病 2 価・牛パラインフルエンザ・  
牛 RS ウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定
経緯	薬事法に基づく動物用医薬品の製造販売の承認申請に伴う意見聴取があったもの。
本剤の概要	豚精巢細胞培養弱毒牛ヘルペスウイルス 1・No. 758-43 株、SK-H-KB 細胞培養弱毒牛ウイルス性下痢ウイルス 1・No1255 株、SK-H-KB 細胞培養弱毒牛ウイルス性下痢ウイルス 2・KZ1254 株、鶏胚初代細胞培養弱毒牛パラインフルエンザウイルス 3・BN-CE 株、ハムスター肺由来 (HAL) 細胞培養弱毒牛 RS ウイルス・rs-52 株及びびやぎ精巢細胞培養弱毒牛アデノウイルス (7 型)・TS-GT 株を主剤とし、安定剤を使用した生ワクチンである。
適用動物/用途	動物用医薬品承認申請：牛/牛伝染性鼻気管炎、牛ウイルス性下痢 - 粘膜病、牛パラインフルエンザ、牛 RS ウイルス感染症及び牛アデノウイルス (7 型) 感染症の予防
我が国の承認状況	動物用医薬品として承認されていない。(新たに承認申請がなされたものである。)
諸外国の状況	本製剤の承認及び使用実績はない。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	牛伝染性鼻気管炎、牛ウイルス性下痢 - 粘膜病、牛パラインフルエンザ、牛 RS ウイルス感染症及び牛アデノウイルス (7 型) 感染症は、いずれも牛等を主要な宿主とする疾病で、人獣共通感染症とはみなされていないことから、主剤のウイルス株はヒトに対して病原性を示さないと考えられる。本製剤に使用されている添加剤については、その使用状況、既存の毒性評価及び本製剤の用法・用量を考慮すると、本製剤の含有成分として摂取した場合のヒトへの健康影響は無視できると考えられる。以上のことから、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。
基準値案	食品安全委員会における評価結果を踏まえ、残留基準を設定しないこととする。
意見聴取の状況	パブリックコメント、在京大使館への説明及び WTO 通報は対象外
答申案	牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢 - 粘膜病 2 価・牛パラインフルエンザ・牛 RS ウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチンについては、食品規格 (食品中の動物用医薬品の残留基準) を設定しないことが適当である。

クロチアニジン (Clothianidin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	ネオニコチノイド系殺虫剤である。作用機序は、主にニコチン性アセチルコリン受容体に対するアゴニスト作用によるものと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	ばれいしょ/アブラムシ類、稲/いもち病 等										
我が国の登録状況	稲、ばれいしょ等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	2010年にJMPRにおける毒性評価が行われ、ADIが設定されている。国際基準はとうもろこし、なたね、核果類等に設定されている。米国、カナダ、欧州連合(EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてとうもろこし、なたね、乳等に、カナダにおいてとうもろこし、なたね等に、EUにおいてかんきつ類、仁果類、ぶどう等に、オーストラリアにおいてりんご、もも、なし等に、ニュージーランドにおいて畜産物に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日摂取許容量 (ADI) 0.097 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌)</p> <p>無毒性量 9.7 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p> <p>遺伝毒性試験: <i>in vitro</i> 試験 (+/-) <i>in vivo</i> 試験 (-)</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: クロチアニジンとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>34.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>63.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>29.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>38.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	34.8	幼小児 (1~6歳)	63.0	妊婦	29.2	高齢者 (65歳以上)	38.3
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	34.8										
幼小児 (1~6歳)	63.0										
妊婦	29.2										
高齢者 (65歳以上)	38.3										
意見聴取の状況	今後、パブリックコメントを実施予定 (在京大使館への説明及びWTO通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	クロチアニン					チアトキサム				
	基準値 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm	登録 有無	参考基準値		チアトキサム由来 クロチアニン 作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm			国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をい.)	0.7	0.7	○			0.15,0.21	○			0.088,0.068
小麦	0.02	0.02								
大麦	0.1	0.1		0.02				0.05	0.30	7列カ
ライ麦	0.02	0.02								【<0.01-0.02(n=9)(米国)】
とうもろこし	0.1	0.02	申	0.02		<0.01,0.01	○	0.05		<0.005,<0.005
そば	0.02	0.02								
その他の穀類	0.02	0.02		0.01					0.02	7列カ
大豆	0.1	0.1	○	0.02		0.01,0.01	○	0.04		<0.005,<0.005
小豆類	0.3	0.3	○	0.02		0.09,0.03	○	0.04		0.008,0.018
えんどう	0.3	0.3	○	0.02		(小豆類参照)		0.04		(小豆類参照)
そら豆	0.3	0.3	○	0.02		(小豆類参照)		0.04		(小豆類参照)
らっかせい	0.02	0.02	○	0.02				0.02		
その他の豆類	0.3	0.3	○	0.02		(小豆類参照)		0.04		(小豆類参照)
ばれいしょ	0.3	0.25	○			0.03,<0.01	○	0.3		0.02,<0.01
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05	0.05					○	0.3		<0.01,<0.01
かんしょ	0.1	0.1	○			<0.01,<0.01	○	0.3		<0.005,<0.005
やまいも(長いもをいう。)	0.02	0.02					○	0.3		<0.005,<0.005
ごんぱんやくだいも	0.05	0.05					○	0.3		<0.01,<0.01
その他のいも類	0.02	0.02					○	0.3		
てんさい	0.1	0.1	○			<0.01,0.02	○	0.3		<0.005,<0.005
さとうきび	0.4	0.02	○	0.4						
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.1	0.1	○			0.015,0.014	○	0.3		<0.005,<0.005
だいこん類(ラディッシュを含む。)	5	5	○	2		0.84,2.26	○	3		0.254,0.137
かぶ類の根	0.5	0.02	申			0.195,0.148	申	0.3		<0.005,<0.005
かぶ類の葉	40	0.02	申	2		27.4(4),2.99	申	3		0.55(4),0.42
西洋わさび	0.02	0.02						0.3	0.02	7列カ
クレソン	2	0.2		2				3		
はくさい	2	0.3	申	2		0.85,0.94	○	3		0.007,0.020
キャベツ	0.7	0.7	○	0.2		0.18(4),0.16	○	5		0.028(4),0.005
芽キャベツ	0.3	0.3		0.2				5	4.5	7列カ
ケール	10	1	申	2		(チンゲンサイ参照)		3		[0.01-0.05(n=6)]
こまつな	10	1	申	2		3.64,2.67	○	3		0.14,0.40
きょうな	10	5	○申	2		(チンゲンサイ参照)		3		(チンゲンサイ参照)
チンゲンサイ	10	5	○申	2		0.36,3.47(4)	○	3		0.09,0.32(3)
カリフラワー	0.3	0.3		0.2				5	4.5	7列カ
ブロッコリー	1	1	○	0.2		0.33(4),0.07	○	5		【米国キャベツ参照】
その他のあぶらな科野菜	10	5	○申	2		(チンゲンサイ参照)	○	5		0.086,0.019
ごぼう	0.02	0.02						0.3	0.02	7列カ
サルシビー	0.02	0.02						0.3	0.02	7列カ
アーティチョーク	2	2		0.05				0.5		
チコリ	2	2		2				3		
エンダイブ	2	2		2				3		
しゅんぎく	10	0.2	申	2		1.10,3.46(4)	○	3		0.016,0.058(4)
レタス(サラダ菜及びびししゃを含む。)	20	20	○	2		9.99(4),4.41(サラダ菜)	○	3		0.10,0.09(サラダ菜)
その他のさく科野菜	2	2		2				3		
たまねぎ	0.02	0.02								
ねぎ(リーキを含む。)	0.7	0.7	○							
にんにく	0.02	0.02								
にら	15	15	○			6.18(4),1.42	○			0.67
アスパラガス	0.7	0.7	○	0.04		0.10,0.24(4)	○			0.014,0.006
わけぎ	5	2	○申			0.41(4),2.02(4)(4)	○			0.08,0.21(4)
その他のゆり科野菜	2	2		0.04						
にんじん	0.05	0.02	申					0.3		0.010,0.008
パースニップ	0.02	0.02	申					0.3	0.02	7列カ
パセリ	15	2	申			5.19,7.44				
セロリ	10	5	申	0.04		3.29,3.90	○	1		<0.1,<0.1
みつば	20	0.02	申			6.36,10.5(4)				
その他のせり科野菜	2	2						0.3		
トマト	3	3	○	0.05		0.90(4),0.66(トマト)	○	0.7		0.16,0.19(4)(トマト)
ピーマン	3	3	○	0.05		1.21,1.02	○	0.7		0.032,0.056
なす	1	1	○	0.05		0.280,0.379	○	0.7		
その他のなす科野菜	10	1	申	2		2.93(4)(4),1.35(0)(L.L.とう)	○	0.7		0.08(4),0.08(しとう)
きゅうり(ガーケンを含む。)	2	2	○	0.02		0.695(4),0.224	○	0.5		0.010,0.008
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.4	0.4	○	0.02				0.5		
ししとう	0.05	0.05						0.5	0.02	7列カ
すいか	0.2	0.2	○			0.022(4),0.011	○			【<0.01(n=5)】
メロン類果実	0.3	0.3	○			0.039(4),0.012	○			<0.005,0.007
まくわうり	0.05	0.05								0.008,0.014(4)
その他のうり科野菜	2	2	○	2				3		
ほうれんそう	40	3	申	2		9.97(4),27.06(4)	○	3		0.52,1.20(4)
たけのこ	2	2		0.04						
オクラ	1	1	○	0.05		0.36,0.30	○	0.7		<0.01,0.01
しょうが	0.02	0.02								
未成熟えんどう	2	0.02	申	0.01		0.62(4),0.86(4)	申	0.01		<0.025(4),<0.02
未成熟いんげん	1	0.5	申	0.01		0.26(4),0.34(4)	○	0.01		0.074,0.118
えだまめ	2	2	○	0.01		0.26,0.69(4)	○	0.01		0.028(4),0.019
マッシュルーム	0.05	0.02		0.05				0.7		
しいたけ	0.02	0.02						0.7		
その他のきのこ類	0.05	0.02		0.05				0.7		
その他の野菜	2	2	○申	2		(未成熟えんどう参照)	○	3		(未成熟えんどう参照)
みかん	1	1	○							
なつみかんの果実全体	2	2	○			0.110,0.726(4)	○	0.5		0.04,0.04
レモン	2	2	○	0.07		(なつみかんの果実全体参照)	○	0.5		(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	2	○	0.07		(なつみかんの果実全体参照)	○	0.5		(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	2	2	○	0.07		(なつみかんの果実全体参照)	○	0.5		(なつみかんの果実全体参照)
ライム	2	2	○	0.07		(なつみかんの果実全体参照)	○	0.5		(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	2	2	○	0.07		(なつみかんの果実全体参照)	○	0.5		(なつみかんの果実全体参照)

食品名	クロチアニジン						チアメトキサム			
	基準値 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm	登録 有無	参考基準値		チアメトキサム由来 クロチアニジン 作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準 ppm			国際 基準 ppm	外国 基準 ppm	
りんご	1	1	○	0.4	アフリカ		○	0.3		(0.01-0.01(n=13)(米国))
日本なし	1	1	○	0.4		0.39,0.18	○	0.3		(0.02,0.04)
西洋なし	1	1	○	0.4	アフリカ		○	0.3		(米国りんご参照)
マルメロ	1	1	○	0.4	アフリカ		○	0.3		(米国りんご参照)
びわ	1	1	○	0.4	アフリカ		○	0.3		(米国りんご参照)
もも	0.7	0.7	○			0.084,0.124(S)	○			0.08,0.12
ネクタリン	2	2	○	0.2		0.64,0.58	○	1		
あんず(アプリコットを含む。)	3	3	○	0.2		0.72,1.06(S)	○	1		
すもも(プルーンを含む。)	0.3	0.3	○	0.2		0.10,0.04	○	1		0.02,0.02
うめ	5	3	○申	0.2		1.32(S),1.06	○	1		0.117,0.242(S)
おうとう(チェリーを含む。)	5	5	○	0.2		1.08,1.96	○	1		0.12,0.139
いちご	0.7	0.7	○	0.07		0.23(S),0.06	○	0.5		0.010,0.010
ラズベリー	0.2	0.2	○	0.07			○	0.5	0.35	アフリカ
ブラックベリー	0.2	0.2	○	0.07			○	0.5	0.35	アフリカ
ブルーベリー	0.2	0.2	○	0.07			○	0.5	0.20	アフリカ
クラベリー	0.07	0.02	○	0.07			○	0.5	0.5	
ハuckleベリー	0.2	0.2	○	0.07			○	0.5	0.20	アフリカ
その他のベリー類果実	0.2	0.2	○	0.07			○	0.5	0.35	アフリカ
ぶどう	5	5	○	0.7		0.506,1.43(S)	○	0.5		0.122,0.053
かき	0.5	0.5	○			0.11,0.14	○			0.012,0.019
バナナ	1	1	○	0.02			○	0.02		
キウイ	0.03	0.02	申			<0.005,0.008	○	0.01		
パパイア	1	1	○	0.01			○	0.01		
アボカド	0.02	0.02	○				○			
パイナップル	0.02	0.02	○	0.01			○			
グアバ	1	1	○				○			
マンゴ	1	1	○				○			
パッションフルーツ	1	1	○				○			
なつめやし	0.02	0.02	○				○			
その他の果実	4	4	○	0.05			○	0.7		
ひまわりの種子	0.02	0.02	○	0.02				0.02		
ごまの種子	0.02	0.02	○	0.02				0.02		
べにばなの種子	0.02	0.02	○	0.02				0.02		
綿実	0.1	0.1	○	0.02				0.10	アフリカ	(0.01-0.02(n=22)(米国))
なたね	0.02	0.01	○	0.02				0.02		
その他のオイルシード	0.02	0.02	○	0.02				0.02		
ごんなん	0.02	0.02	○							
くり	0.02	0.02	○							
ペカン	0.02	0.02	○	0.01				0.01		
アーモンド	0.02	0.02	○							
くるみ	0.02	0.02	○							
その他のナッツ類	0.02	0.02	○	0.02				0.02		
茶	50	50	○	0.7		37.6(S),2.42,5.92	○	20		0.25,0.07
コーヒー豆	0.05	0.05	○	0.05				0.2		
カカオ豆 <sup>※1</sup>	0.02	0.02	○	0.02				0.02		
ホップ	0.1	0.1	○							
みかんの果皮	10	10	○			3.24(S),1.09	○			0.51
その他のスベイス(みかんの果皮を除く。)	4	4	○				○			(みかんの果皮参照)
その他のスベイス	10	10	○	2		(みかんの果皮参照)	○			(みかんの果皮参照)
スベアミント	0.3	0.3	○							
ペパーミント	0.3	0.3	○							
その他のハーブ(スベアミント及びペパーミントを除く。)	5	5	○申							
その他のハーブ	10	10	○申	2		0.16(S),0.85(S)(ゲンゲンサの にまつな参照)	○			0.09(0),0.32(S)(ゲンゲンサの にまつな参照)
牛の筋肉	0.02	0.02	○	0.02				0.02		{推:0.01}
豚の筋肉	0.02	0.02	○	0.02				0.02		{推:0.01}
その他の産肉類に属する動物の筋肉	0.02	0.02	○	0.02				0.02		{推:0.01}
牛の脂肪	0.02	0.02	○	0.02				0.02		{推:0.01}
豚の脂肪	0.02	0.02	○	0.02				0.02		{推:0.01}
その他の産肉類に属する動物の脂肪	0.02	0.02	○	0.02				0.02		{推:0.01}
牛の肝臓	0.2	0.02	○	0.2				0.01		{推:0.12}
豚の肝臓	0.2	0.02	○	0.2				0.01		{推:0.01}
その他の産肉類に属する動物の肝臓	0.2	0.02	○	0.2				0.01		{推:0.01}
牛の腎臓	0.02	0.02	○	0.02				0.01		{推:0.01}
豚の腎臓	0.02	0.02	○	0.02				0.01		{推:0.01}
その他の産肉類に属する動物の腎臓	0.02	0.02	○	0.02				0.01		{推:0.01}
牛の食用部分	0.02	0.02	○	0.02				0.01		{推:0.01}
豚の食用部分	0.02	0.02	○	0.02				0.01		{推:0.01}
その他の産肉類に属する動物の食用部分	0.02	0.02	○	0.02				0.01		{推:0.01}
乳	0.02	0.01	○	0.02				0.05		{推:0.003}
鶏の筋肉	0.02	0.02	○	0.01				0.01		{推:0.01}
その他の家禽の筋肉	0.02	0.02	○	0.01				0.01		{推:0.01}
鶏の脂肪	0.02	0.02	○	0.01				0.01		{推:0.01}
その他の家禽の脂肪	0.02	0.02	○	0.01				0.01		{推:0.01}
鶏の肝臓	0.1	0.02	○	0.1				0.01		{推:0.01}
その他の家禽の肝臓	0.1	0.02	○	0.1				0.01		{推:0.01}
鶏の腎臓	0.1	0.02	○	0.1				0.01		{推:0.01}
その他の家禽の腎臓	0.1	0.02	○	0.1				0.01		{推:0.01}
鶏の食用部分	0.1	0.02	○	0.1				0.01		{推:0.01}
その他の家禽の食用部分	0.1	0.02	○	0.1				0.01		{推:0.01}
鶏の卵	0.02	0.02	○	0.01				0.01		{推:0.01}
その他の家禽の卵	0.02	0.02	○	0.01				0.01		{推:0.01}
とうがらし(乾燥させたもの) <sup>※2</sup>	40	40	○	0.5		2.38,1.41(とうがらし)	○	7		0.16,0.03(とうがらし)
干しごぼう <sup>※3</sup>	10	10	○	1			○	7		
ぶどうジュース <sup>※4</sup>	2	2	○	0.2			○	7		

大特: 国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

申: 農薬の登録申請時に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(S): 使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\*) : ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推: 推定される残留量であることを示す

※1: カカオ豆の基準値については、外皮を含まないものに適用するものとする。

※2: とうがらし(乾燥させたもの)の基準値は、とうがらしの作物残留試験データにCodexが用いた加工係数10を掛けた数値を元に設定した。

※3: 干しごぼうの基準値は、ごぼうの作物残留試験データにCodexが用いた加工係数2.6を掛けた数値を元に設定した。

※4: ぶどうジュースの基準値は、ぶどうの作物残留試験データにCodexが用いた加工係数1.45を掛けた数値を元に設定した。

## 答申(案)

## クロチアニジン

食品名	残留基準値
	ppm
米(玄米をいう。)	0.7
小麦	0.02
大麦	0.1
ライ麦	0.02
とうもろこし	0.1
そば	0.02
その他の穀類 <sup>注1)</sup>	0.02
大豆	0.1
小豆類 <sup>注2)</sup>	0.3
えんどう	0.3
そら豆	0.3
らっかせい	0.02
その他の豆類 <sup>注3)</sup>	0.3
ばれいしょ	0.3
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05
かんしょ	0.1
やまいも(長いもをいう。)	0.02
こんにやくいも	0.05
その他のいも類 <sup>注4)</sup>	0.02
てんさい	0.1
さとうきび	0.4
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	5
かぶ類の根	0.5
かぶ類の葉	40
西洋わさび	0.02
クレソン	2
はくさい	2
キャベツ	0.7
芽キャベツ	0.3
ケール	10
こまつな	10
きょうな	10
チンゲンサイ	10
カリフラワー	0.3
ブロッコリー	1
その他のあぶらな科野菜 <sup>注5)</sup>	10
ごぼう	0.02
サルシフィー	0.02
アーティチョーク	2
チコリ	2
エンダイブ	2
しゅんぎく	10
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	20
その他のきく科野菜 <sup>注6)</sup>	2
たまねぎ	0.02
ねぎ(リーキを含む。)	0.7
にんにく	0.02
にら	15
アスパラガス	0.7
わけぎ	5
その他のゆり科野菜 <sup>注7)</sup>	2
にんじん	0.05
パースニップ	0.02
パセリ	15

※今回基準値を設定するクロチアニジンとは、チアトキサムの代謝物であり、チアトキサムの使用に基づくクロチアニジンの残留を含むこと。

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

注5)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注6)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注7)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

クロチアニジン

食品名	残留基準値
	ppm
セロリ	10
みつば	20
その他のせり科野菜 <sup>注8)</sup>	2
トマト	3
ピーマン	3
なす	1
その他のなす科野菜 <sup>注9)</sup>	10
きゅうり(ガーケンを含む。)	2
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.4
しろりり	0.05
すいか	0.2
メロン類果実	0.3
まくわり	0.05
その他のうり科野菜 <sup>注10)</sup>	2
ほうれんそう	40
たけのこ	2
オクラ	1
しょうが	0.02
未成熟えんどう	2
未成熟いんげん	1
えだまめ	2
マッシュルーム	0.05
しいたけ	0.02
その他のきのこ類 <sup>注11)</sup>	0.05
その他の野菜 <sup>注12)</sup>	2
みかん	1
なつみかんの果実全体	2
レモン	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2
グレープフルーツ	2
ライム	2
その他のかんきつ類果実 <sup>注13)</sup>	2
りんご	1
日本なし	1
西洋なし	1
マルメロ	1
びわ	1
もも	0.7
ネクタリン	2
あんず(アプレコットを含む。)	3
すもも(プルーンを含む。)	0.3
うめ	5
おうとう(チェリーを含む。)	5
いちご	0.7
ラズベリー	0.2
ブラックベリー	0.2
ブルーベリー	0.2
クランベリー	0.07
ハックルベリー	0.2
その他のベリー類果実 <sup>注14)</sup>	0.2
ぶどう	5
かき	0.5
バナナ	1
キウイ	0.03
パパイヤ	1
アボカド	0.02
パイナップル	0.02
グアバ	1

注8)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注9)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注10)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわり以外のものをいう。

注11)「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。

注12)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注13)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注14)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

クロチアニジン

食品名	残留基準値
	ppm
マンゴー	1
パッションフルーツ	1
なつめやし	0.02
その他の果実 <sup>注15)</sup>	4
ひまわりの種子	0.02
ごまの種子	0.02
べにばなの種子	0.02
綿実	0.1
なたね	0.02
その他のオイルシード <sup>注16)</sup>	0.02
ぎんなん	0.02
くり	0.02
ペカン	0.02
アーモンド	0.02
くるみ	0.02
その他のナッツ類 <sup>注17)</sup>	0.02
茶	50
コーヒー豆	0.05
カカオ豆(外皮を含まない。)	0.02
ホップ	0.1
その他のスパイス <sup>注18)</sup>	10
その他のハーブ <sup>注19)</sup>	10
牛の筋肉	0.02
豚の筋肉	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注20)</sup> の筋肉	0.02
牛の脂肪	0.02
豚の脂肪	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.2
豚の肝臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2
牛の腎臓	0.02
豚の腎臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02
牛の食用部分 <sup>注21)</sup>	0.02
豚の食用部分	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02
乳	0.02
鶏の筋肉	0.02
その他の家きん <sup>注22)</sup> の筋肉	0.02
鶏の脂肪	0.02
その他の家きんの脂肪	0.02
鶏の肝臓	0.1
その他の家きんの肝臓	0.1
鶏の腎臓	0.1
その他の家きんの腎臓	0.1
鶏の食用部分	0.1
その他の家きんの食用部分	0.1
鶏の卵	0.02
その他の家きんの卵	0.02
とうがらし(乾燥させたもの)	40
干しぶどう	10
ぶどうジュース	2

注15)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注16)「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

注17)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注18)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注19)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注20)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注21)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注22)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

シエノピラフェン (Cyenopyrafen)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺ダニ剤										
作用機構	プロベニトリル骨格を有する殺ダニ剤である。作用機構として、代謝生成物がミトコンドリア電子伝達系複合体IIに結合し、コハク酸からコエンザイム Q への電子の流れを阻害することにより殺ダニ効果を示すと考えられている。										
適用作物/適用品害虫等	りんご/ハダニ類、なす/チャノホコリダニ 等										
我が国の登録状況	りんご、なす等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日摂取許容量 (ADI) 0.05 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠①] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌)          無毒性量 5.1 mg/kg 体重/day          安全係数 100</p> <p>[設定根拠②] 23日間 発生毒性試験 (ウサギ・強制経口)          無毒性量 5 mg/kg 体重/day          安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: シエノピラフェンとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>14.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>30.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>12.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>16.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	14.1	幼小児 (1~6歳)	30.0	妊婦	12.8	高齢者 (65歳以上)	16.9
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	14.1										
幼小児 (1~6歳)	30.0										
妊婦	12.8										
高齢者 (65歳以上)	16.9										
意見聴取の状況	今後、パブリックコメントを実施予定 (在京大使館への説明及び WTO 通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のきく科野菜	10	10	○			4.18,3.76(食用ぎく)
ピーマン	1	1	○			0.22,0.38(\$)
なす	0.7	0.7	○			0.08,0.22(\$)
その他のなす科野菜	5	5	○			2.57/2.70(しとう)
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	1	○			0.32(\$),0.08
すいか	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
メロン類果実	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
その他の野菜	0.7		申			0.21,0.21(はすいも)
みかん	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(#)/<0.01,<0.01
なつみかんの果実全体	2	2	○			0.70,0.32/0.52,0.90(#)
レモン	2	2	○			(なつみかん参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	2	○			(なつみかん参照)
グレープフルーツ	2	2	○			(なつみかん参照)
ライム	2	2	○			(なつみかん参照)
その他のかんきつ類果実	2	2	○			(なつみかん参照)
りんご	2	2	○			0.38,0.76
日本なし	2	2	○			0.72(\$),0.15
西洋なし	2	2	○			(日本なし参照)
もも	0.1	0.1	○			0.02,0.02
ネクタリン	1	1	○			0.21,0.36(\$)
あんず(アプレコトを含む。)	5	5	○			(うめ参照)
すもも(ブルーンを含む。)	0.2	0.2	○			0.04(\$),<0.01
うめ	5	5	○			0.76,1.65(\$)
おうとう(チェリーを含む。)	2	2	○			0.36,0.53(\$)
いちご	3	3	○			1.30,1.02
ぶどう	5	5	○			0.09,2.80(\$)
かき	0.7	0.7	○			0.26,0.21
その他の果実	2	2	○			0.36,0.70(いちじく)
茶	60	60	○			48.8(\$),5.0
その他のスパイス	15	15	○			6.41(\$),1.66(みかん果皮)
その他のハーブ	30	30	○			22.4,22.4(しそ)

○:既に、国内において農業登録のあるもの

申:農業の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

## 答申(案)

## シエニピラフェン

食品名	残留基準値
	ppm
その他のきく科野菜 <sup>注1)</sup>	10
ピーマン	1
なす	0.7
その他のなす科野菜 <sup>注2)</sup>	5
きゅうり(ガーキンを含む。)	1
すいか	0.05
メロン類果実	0.05
その他の野菜 <sup>注3)</sup>	0.7
みかん	0.05
なつみかんの果実全体	2
レモン	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2
グレープフルーツ	2
ライム	2
その他のかんきつ類果実 <sup>注4)</sup>	2
りんご	2
日本なし	2
西洋なし	2
もも	0.1
ネクタリン	1
あんず(アブリコットを含む。)	5
すもも(プルーンを含む。)	0.2
うめ	5
おうとう(チェリーを含む。)	2
いちご	3
ぶどう	5
かき	0.7
その他の果実 <sup>注5)</sup>	2
茶	60
その他のスパイス <sup>注6)</sup>	15
その他のハーブ <sup>注7)</sup>	30

注1)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注2)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注3)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注4)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注5)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パンパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注6)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注7)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレンソウ、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

テブコナゾール (Tebuconazole)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請及びインポートトレランス (IT) 制度に基づく基準値設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	トリアゾール系の殺菌剤である。脂質生合成経路中の 24-メチレンジヒドロラノステロールの C14 位の脱メチル化を阻害することによりステロールの生合成を抑制し作用するものと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	てんさい/葉腐病、ばれいしょ/夏疫病 等										
我が国の登録状況	てんさい、ばれいしょ等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	2010 年に JMPR における毒性評価が行われ、ADI が設定されている。国際基準は大麦、トマト等に設定されている。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国において大豆、バナナ等に、カナダにおいて小麦、大麦等に、EUにおいてりんご、マンゴー等に、オーストラリアにおいてアボカド、バナナ等に、ニュージーランドにおいてタマネギ、もも等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日摂取許容量 (ADI) 0.029 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 1 年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌)</p> <p>無毒性量 2.94 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：テブコナゾールとする。										
暴露評価	<p>EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>16.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>33.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>14.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>15.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI：推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI 比 (%)	国民平均	16.5	幼小児 (1~6 歳)	33.0	妊婦	14.4	高齢者 (65 歳以上)	15.1
	EDI/ADI 比 (%)										
国民平均	16.5										
幼小児 (1~6 歳)	33.0										
妊婦	14.4										
高齢者 (65 歳以上)	15.1										
意見聴取の状況	平成 25 年 7 月 31 日に在京大使館への説明を実施 平成 25 年 9 月 12 日~11 月 11 日 WTO 通報を実施 今後、パブリックコメントを実施予定										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.05	0.05				
小麦	2	2	○	0.15		0.66(#)(\$), 0.14(#) 1.04, 1.44
大麦	3	3	○	2		
ライ麦	0.2	0.2		0.15		
とうもろこし	0.6	0.1		0.6		
そば	0.05	0.05				
その他の穀類	2	0.2		2		
大豆	0.3	0.1	申	0.3		0.02, 0.04, 0.05(\$) 0.14(\$), 0.06 (小豆類参照) (小豆類参照) (小豆類参照)
小豆類	0.5		申	0.3		
えんどう	0.5	0.2	申			
そら豆	0.5	0.5	申	0.3		
らっかせい	0.2	0.1		0.15		
その他の豆類	0.5	0.2	申	0.3		
ばれいしょ	0.1	0.1	○		0.1 ブラジル	【<0.02~0.05(n=8)(ブラジル)】
てんさい	0.1	0.1	○			0.02(#), 0.02(#)
さとうきび	0.1	0.1				
キャベツ	1	1	○	1	1 EU	【0.32, 0.32, <0.05, 0.37, 0.56, <0.05(n=6)(EU)】
芽キャベツ	0.5	0.5		0.3		
カリフラワー	0.05			0.05		
ブロッコリー	0.3	0.3		0.2		
アーティチョーク	0.6	0.5		0.6		
レタス(サラダ菜及びちしきを含む。)	5	5		5		
たまねぎ	0.2	0.2	○	0.1		0.04, 0.02
ねぎ(リーキを含む。)	0.7	0.5	○	0.7		
にんにく	0.1	0.1	○	0.1	0.1 ブラジル	【0.02(n=1)(ブラジル)】
にら	10		申			4.24, 5.52
アスパラガス	0.05	0.05				
わけぎ	2	2	○			0.66(\$), <0.05/0.54, 0.15
その他のゆり科野菜	10		申			3.87, 3.86 (にら・花茎)
にんじん	0.6	0.6		0.4	0.6 ブラジル	【0.17, 0.19, 0.1(#)/ <0.1(#), <0.1(#), <0.1(#) (n=3)(ブラジル)】
セロリ	0.3	0.3				
トマト	1	1		0.7		
ピーマン	1	0.5		1		
なす	0.5	0.5		0.1		
その他のなす科野菜	5	5			5.0 韓国	【4.42(n=1)(菜とうがらし)(韓国)】
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2	0.2		0.15		
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2	0.02		0.2		
すいか	0.1	0.1			0.2 EU	【<0.02(n=4)(EU)(果肉)】
メロン類果実	0.1	0.1			0.2 EU	【<0.02(n=4)(EU)(果肉)】
しょうが	0.2		申			<0.05, <0.05
未成熟えんどう	0.5	0.5				
未成熟いんげん	0.5	0.5				
えだまめ	0.5	0.5				
その他の野菜	0.5	0.5	○			0.20, <0.05 (しそ)
なつみかんの果実全体	5	5			5.0 ブラジル	【ブラジルのオレンジ参照】
レモン	5	5			5.0 ブラジル	【ブラジルのオレンジ参照】
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5	5			5.0 ブラジル	【<0.1(#), <0.1(#), <0.1(#)/ 1.29(#), 1.31(#) (n=5)(ブラジル)】
グレープフルーツ	5	5			5.0 ブラジル	【ブラジルのオレンジ参照】
ライム	5	5			5.0 ブラジル	【ブラジルのオレンジ参照】
その他のかんきつ類果実	5	5			5.0 ブラジル	【ブラジルのオレンジ参照】

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
りんご	1	0.5	○	1		
日本なし	5	5	○	1		1.06, 1.68(\$)
西洋なし	5	5	○	1		(日本なし参照)
マルメロ	1	0.5		1		
びわ	0.5	0.5				
もも	1	1	○			
ネクタリン	5	5	○	2		0.63, 1.53(\$)
あんず(アブリコットを含む。)	2	2	○	2		0.76, 0.68
すもも(プルーンを含む。)	3	2	○	3		
うめ	3	3	○			0.22, 1.30(\$)
おうとう(チェリーを含む。)	5	5	○	4		2.14, 1.24/1.98, 1.32/ 3.19, 2.34
その他のベリー類果実	2			1.5		
ぶどう	10	10	○	6		0.78/3.94(\$)
かき	1	1	○			0.48, 0.39
バナナ	0.2	0.2		0.05		
パパイヤ	2	1		2		
マンゴー	0.1		IT	0.05	0.1	ブラジル
パッションフルーツ	0.1			0.1		
その他の果実	2	2	○	0.05	1.6	アメリカ
ひまわりの種子	0.2	0.2				[0.98(#), 0.47(#), 0.92(#) (n=3)(タイチ)(米国)]
綿実	2	1		2		
なたね	0.3	0.5		0.3		
ぎんなん	0.05		IT	0.05		
くり	0.05		IT	0.05	0.05	アメリカ
ペカン	0.05		IT	0.05	0.05	アメリカ
アーモンド	0.05		IT	0.05	0.05	アメリカ
くるみ	0.05		IT	0.05	0.05	アメリカ
その他のナッツ類	0.05		IT	0.05	0.05	アメリカ
茶	50	50	○			37.8(\$), 22.3(荒茶)
コーヒー豆	0.2	0.2		0.1	0.2	ブラジル
ホップ	40	30		40		[<0.01~<0.1(n=15)(ブラジル)]
その他のスパイス	0.5	0.5				
その他のハーブ	2	2	○			0.98, 0.41 (あさつき)
牛の筋肉	0.05	0.05		0.05		推: 0.0108
豚の筋肉	0.05	0.05		0.05		【牛の筋肉参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05		0.05		【牛の筋肉参照】
牛の脂肪	0.05	0.05		0.05		推: 0.0108
豚の脂肪	0.05	0.05		0.05		【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05		0.05		【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	0.2	0.05		0.2		推: 0.14
豚の肝臓	0.2	0.05		0.2		【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2	0.05		0.2		【牛の肝臓参照】
牛の腎臓	0.2	0.05		0.2		【牛の肝臓参照】
豚の腎臓	0.2	0.05		0.2		【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2	0.05		0.2		【牛の肝臓参照】
牛の食用部分	0.2	0.05		0.2		【牛の肝臓参照】
豚の食用部分	0.2	0.05		0.2		【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2	0.05		0.2		【牛の肝臓参照】
乳	0.01	0.01		0.01		【推: 0.0072】
鶏の筋肉	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの筋肉	0.05	0.05		0.05		
鶏の脂肪	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05		0.05		
鶏の肝臓	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの肝臓	0.05	0.05		0.05		
鶏の腎臓	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの腎臓	0.05	0.05		0.05		
鶏の食用部分	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの食用部分	0.05	0.05		0.05		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現 行 ppm	登 録 有 無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基 準 ppm	外国 基 準 値 ppm	
鶏の卵	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの卵	0.05	0.05		0.05		
とうがらし(乾燥させたもの)	10	5		10		
干しぶどう*	12	12		7		
コーヒー豆(焙煎したもの)		0.5				

太枠: 国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

IT: 海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#): 使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$): ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推: 推定される残留量であることを示す

※1994年及び1997年のJMPRによる評価において、干しぶどうへの加工係数が1.2と設定されているため、本剤については、ぶどうの基準値案である10ppmに加工係数1.2を乗じ、干しぶどうの基準値として12ppmを設定することとした。

## 答申(案)

## テブコナゾール

食品名	残留基準値
	ppm
米(玄米をいう。)	0.05
小麦	2
大麦	3
ライ麦	0.2
とうもろこし	0.6
そば	0.05
その他の穀類 <sup>注1)</sup>	2
大豆	0.3
小豆類 <sup>注2)</sup>	0.5
えんどう	0.5
そら豆	0.5
らっかせい	0.2
その他の豆類 <sup>注3)</sup>	0.5
ぼれいしょ	0.1
てんさい	0.1
さとうきび	0.1
キャベツ	1
芽キャベツ	0.5
カリフラワー	0.05
ブロッコリー	0.3
アーティチョーク	0.6
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	5
たまねぎ	0.2
ねぎ(リーキを含む。)	0.7
にんにく	0.1
にら	10
アスパラガス	0.05
わけぎ	2
その他のゆり科野菜 <sup>注4)</sup>	10
にんじん	0.6
セロリ	0.3
トマト	1
ピーマン	1
なす	0.5
その他のなす科野菜 <sup>注5)</sup>	5
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2
すいか	0.1
メロン類果実	0.1
しょうが	0.2
未成熟えんどう	0.5
未成熟いんげん	0.5
えだまめ	0.5
その他の野菜 <sup>注6)</sup>	0.5
なつみかんの果実全体	5
レモン	5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5
グレープフルーツ	5
ライム	5
その他のかんきつ類果実 <sup>注7)</sup>	5

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注5)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びびなす以外のものをいう。

注6)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注7)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

テブコナゾール

食品名	残留基準値
	ppm
りんご	1
日本なし	5
西洋なし	5
マルメロ	1
びわ	0.5
もも	1
ネクタリン	5
あんず(アピコットを含む。)	2
すもも(プルーンを含む。)	3
うめ	3
おうとう(チェリーを含む。)	5
その他のベリー類果実 <sup>注8)</sup>	2
ぶどう	10
かき	1
バナナ	0.2
パパイヤ	2
マンゴー	0.1
パッションフルーツ	0.1
その他の果実 <sup>注9)</sup>	2
ひまわりの種子	0.2
綿実	2
なたね	0.3
ぎんなん	0.05
くり	0.05
ペカン	0.05
アーモンド	0.05
くるみ	0.05
その他のナッツ類 <sup>注10)</sup>	0.05
茶	50
コーヒー豆	0.2
ホップ	40
その他のスパイス <sup>注11)</sup>	0.5
その他のハーブ <sup>注12)</sup>	2
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注13)</sup> の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.2
豚の肝臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2
牛の腎臓	0.2
豚の腎臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2
牛の食用部分 <sup>注14)</sup>	0.2
豚の食用部分	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2
乳	0.01
鶏の筋肉	0.05
その他の家きん <sup>注15)</sup> の筋肉	0.05
鶏の脂肪	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05

注8)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注9)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注10)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注11)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注12)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレンソ、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注13)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注14)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注15)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

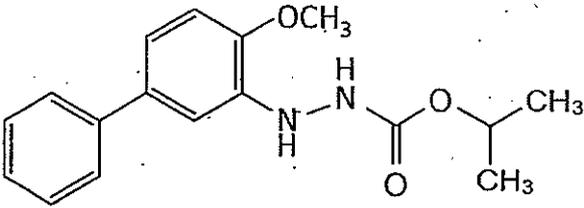
テブコナゾール

食品名	残留基準値
	ppm
鶏の肝臓	0.05
その他の家きんの肝臓	0.05
鶏の腎臓	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05
鶏の食用部分	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05
鶏の卵	0.05
その他の家きんの卵	0.05
とうがらし(乾燥させたもの)	10
干しぶどう	12

豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン（豚繁殖・呼吸障害  
症候群ウイルス KKM-33 株及び KCI-97137 株）

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定
経緯	薬事法に基づく動物用医薬品の製造販売の承認申請に伴う意見聴取があったもの。
本剤の概要	アカゲザル胎児腎株化 (MA104-KB) 細胞培養弱毒豚繁殖・呼吸障害症候群ウイルス KKM-33 株及び KCI-97137 株を主剤とし、安定剤を使用した不活化ワクチンである。
適用動物／用途	動物用医薬品登録申請：豚／豚繁殖・呼吸障害症候群ウイルス感染による子豚の生産阻害の軽減
我が国の承認状況	動物用医薬品として承認されていない。（新たに承認申請がなされたものである。）
諸外国の状況	本製剤の承認及び使用実績はない。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	豚繁殖・呼吸障害症候群は、既に食品安全委員会の食品健康影響評価において人獣共通感染症とはみなされていないと評価されており、かつ、この評価に影響を与える新たな知見は得られていない。また、保存剤等の添加剤は既に食品健康影響評価を受けた動物用医薬品の添加剤と同一であり、含有量も同量以下であることから、添加剤の使用状況、既存の毒性評価及び本製剤の用法・用量を考慮すると、本製剤の含有成分として摂取した場合のヒトへの健康影響は無視できると考えられる。したがって、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。
基準値案	食品安全委員会における評価結果を踏まえ、残留基準を設定しないこととする。
意見聴取の状況	パブリックコメント、在京大使館への説明及び WTO 通報は対象外
答申案	豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン（豚繁殖・呼吸障害症候群ウイルス KKM-33 株及び KCI-97137 株）については、食品規格（食品中の動物用医薬品の残留基準）を設定しないことが適当である。

ビフェナゼート (Bifenazate)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	インポートトレランス (IT) 制度に基づく基準設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺ダニ剤										
作用機構	ヒドラジン骨格を有する殺ダニ剤である。ハダニやサビダニに対し痙攣症状及び麻痺症状を生じさせることから神経系に作用し、防除効果を示すものと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	なし/ハダニ類、ぶどう/ブドウサビダニ 等										
我が国の登録状況	なし、ぶどう等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	2006 年に JMPR における毒性評価が行われ ADI が設定されている。国際基準は大豆、ブラックベリー等に設定されている。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国において綿実、ブラックベリー等に、カナダにおいてピーマン、ぶどう等に、オーストラリアにおいてアーモンド、あんず等に、EU においていちご、ブラックベリー等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日摂取許容量 (ADI) 0.01 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠①] 1 年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌) 無毒性量 1.0 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>[設定根拠②] 2 年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 1.0 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質: ビフェナゼート及び代謝物 B【イソプロピル-(4-メトキシフェニル-3-イル) ジアゼニルホルマート】とする。										
暴露評価	<p>EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="571 1599 1407 1861"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>22.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>56.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>18.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>22.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI: 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI 比 (%)	国民平均	22.4	幼小児 (1~6 歳)	56.1	妊婦	18.2	高齢者 (65 歳以上)	22.9
	EDI/ADI 比 (%)										
国民平均	22.4										
幼小児 (1~6 歳)	56.1										
妊婦	18.2										
高齢者 (65 歳以上)	22.9										
意見聴取の状況	平成 25 年 7 月 31 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメントを実施予定 (WTO 通報は対象外)										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
大豆	0.3			0.3		
小豆類	0.3			0.3		
そら豆	0.3			0.3		
その他の豆類	0.3			0.3		
ばれいしょ	0.05	0.05				
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
かんしょ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
やまいも(長いもをいう。)	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
トマト	1	1	○	0.5		0.32(\$),0.11
ピーマン	2	2	○	2		0.35,0.65(\$)
なす	2	2	○			0.53,0.55
その他のなす科野菜	3	2	○	3		
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.8	0.75	○	0.5		
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.7	0.7		0.5		
しろうり	0.8	0.75				
すいか	0.3	0.3	○			
メロン類果実	0.3	0.3	○			
まくわうり	0.8	0.75				
その他のうり科野菜	0.5			0.5		
オクラ	2	2				
未成熟えんどう	7			7		
未成熟いんげん	7			7		
えだまめ	7			7		
その他の野菜	7			7		
みかん	0.2	0.2	○			0.02,0.03(\$)
なつみかんの果実全体	0.7	0.7	○			0.23,0.31
レモン	0.7	0.7	○			(なつみかん、すだち、かぼす参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7	0.7	○			(なつみかん、すだち、かぼす参照)
グレープフルーツ	0.7	0.7	○			(なつみかん、すだち、かぼす参照)
ライム	0.7	0.7	○			(なつみかん、すだち、かぼす参照)
その他のかんきつ類果実	0.7	0.7	○			0.26(すだち),0.30(かぼす)
りんご	2	2	○	0.7		0.83,0.82
日本なし	2	2	○	0.7		0.58,1.33(\$),0.54,0.32,
西洋なし	2	2	○	0.7		0.56,0.24
マルメロ	1	1		0.7		(日本なし参照)
びわ	1	1				
もも	2	2	○			
ネクタリン	2	2	○	2		0.56,0.52(#)
あんず(アブリコットを含む。)	3	3	○	2		
すもも(プルーンを含む。)	2	1	○	2		
うめ	3	3	○	2		1.04(\$),0.40
おうとう(チェリーを含む。)	2	2	○	2		
いちご	5	5	○	2		0.42,1.98(\$)
ラズベリー	7		IT	7	5	アジカ
ブラックベリー	7		IT	7	5	アジカ
その他のベリー類果実	7		IT	7	5	アジカ
ぶどう	3	3	○	0.7		1.54(\$),0.54,0.19,1.05
かき	1	1	○			0.26(#),0.54(#)
マンゴー	0.2	0.2	○			<0.05,<0.05
その他の果実	2	2	○	0.2		0.53,0.55(いちじく)
綿実	1	1		0.3		
ぎんなん	0.2			0.2		
くり	0.2	0.2		0.2		
ペカン	0.2	0.2		0.2		
アーモンド	0.2	0.2		0.2		
くるみ	0.2	0.2		0.2		
その他のナッツ類	0.2	0.2		0.2		
茶	2	2	○			0.8,0.5
ホップ	20	15		20		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現 行 ppm	登 録 有 無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基 準 ppm	外国 基 準 値 ppm	
その他のスパイス	10	10	○			1.88,3.96(\$)(みかんの果皮)
その他のハーブ	40	25	○	40		
牛の筋肉	0.01	0.01		0.01		推:0.0044
豚の筋肉	0.01	0.01		0.01		【牛の筋肉参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01		0.01		【牛の筋肉参照】
牛の脂肪	0.05	0.1		0.05		推:0.044
豚の脂肪	0.05	0.1		0.05		【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.1		0.05		【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	0.01	0.01		0.01		推:0.0044
豚の肝臓	0.01	0.01		0.01		【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01		0.01		【牛の肝臓参照】
牛の腎臓	0.01	0.01		0.01		推:0.0044
豚の腎臓	0.01	0.01		0.01		【牛の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01		0.01		【牛の腎臓参照】
牛の食用部分	0.01	0.01		0.01		【牛の肝臓及び腎臓参照】
豚の食用部分	0.01	0.01		0.01		【牛の肝臓及び腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01		0.01		【牛の肝臓及び腎臓参照】
乳	0.01	0.01		0.01		推:0.0044
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01		0.01		
鶏の脂肪	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01		0.01		
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01		0.01		
鶏の卵	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの卵	0.01	0.01		0.01		
干しぶどう*	10	2		2		

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推:推定される残留量であることを示す

\*干しぶどうの基準値は、ぶどうの作物残留試験データにCodexが用いた加工係数3.2を掛けた数値を元に設定した。

ビフェナゼート

食品名	残留基準値
	ppm
大豆	0.3
小豆類 <sup>注1)</sup>	0.3
そら豆	0.3
その他の豆類 <sup>注2)</sup>	0.3
ばれいしょ	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05
かんしょ	0.05
やまいも(長いもをいう。)	0.05
トマト	1
ピーマン	2
なす	2
その他のなす科野菜 <sup>注3)</sup>	3
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.8
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.7
しろりり	0.8
すいか	0.3
メロン類果実	0.3
まくわり	0.8
その他のうり科野菜 <sup>注4)</sup>	0.5
オクラ	2
未成熟えんどう	7
未成熟いんげん	7
えだまめ	7
その他の野菜 <sup>注5)</sup>	7
みかん	0.2
なつみかんの果実全体	0.7
レモン	0.7
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7
グレープフルーツ	0.7
ライム	0.7
その他のかんきつ類果実 <sup>注6)</sup>	0.7
りんご	2
日本なし	2
西洋なし	2
マルメロ	1
びわ	1
もも	2
ネクタリン	2
あんず(アブリコットを含む。)	3
すもも(プルーンを含む。)	2
うめ	3
おうとう(チェリーを含む。)	2
いちご	5
ラズベリー	7
ブラックベリー	7
その他のベリー類果実 <sup>注7)</sup>	7
ぶどう	3
かき	1
マンゴー	0.2
その他の果実 <sup>注8)</sup>	2
綿実	1
ぎんなん	0.2
くり	0.2
ペカン	0.2

※今回基準値を設定するビフェナゼートとは、ビフェナゼート及び代謝物B【インプロピル(4-メキシシフェニル-3-イル)ジアゼニルホルマート】をビフェナゼート含量に換算したものの和とする。

注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注2)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注3)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注4)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわり以外のものをいう。

注5)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注6)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注7)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注8)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

ピフェナゼート

食品名	残留基準値
	ppm
アーモンド	0.2
くるみ	0.2
その他のナッツ類 <sup>注9)</sup>	0.2
茶	2
ホップ	20
その他のスパイス <sup>注10)</sup>	10
その他のハーブ <sup>注11)</sup>	40
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注12)</sup> の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 <sup>注13)</sup>	0.01
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん <sup>注14)</sup> の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
干しぶどう	10

注9)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注10)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注11)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレンソウ、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注12)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注13)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注14)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

ビフェントリン (Bifenthrin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請及びインポートトレランス (IT) 制度に基づく基準値設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬／殺虫剤										
作用機構	ビフェニル基を有するピレスロイド系の殺虫剤であり、昆虫の神経細胞膜の Na チャネルに作用してこれを開口固定し、持続的に脱分極を生じさせて神経機能を攪乱し殺虫作用を示すと考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	かんきつ／カメムシ類、りんご／ハマキムシ類 等										
我が国の登録状況	かんきつ、りんご等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	1992 年に JMPR における毒性評価が行われ、ADI が設定されている。国際基準は小麦、大麦等に設定されている。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においていちご、とうもろこし等に EU においてりんご、ぶどう等に、オーストラリアにおいてぶどう、りんご等に、ニュージーランドにおいてキウイ、トマト等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日摂取許容量 (ADI) 0.01 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 10 日間 発生毒性試験 (ラット・強制経口投与)</p> <p>無毒性量 1.0 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：ビフェントリンとする。										
暴露評価	<p>EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>26.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>54.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>21.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>27.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI：推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI 比 (%)	国民平均	26.6	幼小児 (1~6 歳)	54.9	妊婦	21.0	高齢者 (65 歳以上)	27.1
	EDI/ADI 比 (%)										
国民平均	26.6										
幼小児 (1~6 歳)	54.9										
妊婦	21.0										
高齢者 (65 歳以上)	27.1										
意見聴取の状況	今後、パブリックコメントを実施予定 (在京大使館への説明及び WTO 通報は対象外)										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	0.5	0.5		0.5		
大麦	0.05	0.05		0.05		
ライ麦	0.05	0.05			0.05	EU
とうもろこし	0.05	0.05		0.05		【<0.01(n=9)(米国)】
そば	0.05	0.05			0.05	EU
その他の穀類	0.05	0.05				【EUのライ麦参照】
大豆	0.3	0.1	○	0.3	0.1	EU
小豆類	0.3	0.1	○	0.3		
えんどう	0.3	0.05		0.3		
そら豆	0.3	0.05		0.3		
らっかせい	0.1	0.1			0.1	EU
その他の豆類	0.3	0.2		0.3		【EUの大豆を参照】
ばれいしょ	0.05	0.05	○	0.05	0.05	アメリカ
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05	0.05		0.05	0.05	アメリカ
かんしょ	0.05	0.05		0.05	0.05	アメリカ
やまいも(長いもをいう。)	0.05	0.05		0.05	0.05	アメリカ
その他のいも類	0.05	0.05		0.05	0.05	アメリカ
てんさい	0.2	0.2	○	0.05		
さとうきび	0.01	0.01			0.01	オーストラリア
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.05	0.05	○	0.05		
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	4	1	○	4		
かぶ類の根	0.05			0.05		
かぶ類の葉	4	4			3.5	アメリカ
西洋わさび	0.05			0.05		
クレンソ	2	2			2	EU
はくさい	0.5	0.5	○			
キャベツ	2	2	○	0.4		
芽キャベツ	2	2		0.4		
ケール	4	4			3.5	アメリカ
こまつな	4	4			3.5	アメリカ
きょうな	4	4			3.5	アメリカ
チンゲンサイ	4	4			3.5	アメリカ
カリフラワー	0.4	0.05		0.4		
ブロッコリー	0.4	0.1		0.4		
その他のあぶらな科野菜	4	4		0.4	3.5	アメリカ
ごぼう	0.05			0.05		
サルシフィー	0.05			0.05		
アーティチョーク	0.2	0.2				
エンダイブ	2	2			2	EU
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	3	3			3	アメリカ
その他のさく科野菜	0.05			0.05	2	EU
ねぎ(リーキを含む。)	0.5	0.5	○			
にら	0.05	0.05			0.05	EU
アスパラガス	0.05	0.05				
にんじん	0.05			0.05		
パースニップ	0.05			0.05		
パセリ	3	3	○			
その他のせり科野菜	0.05			0.05		
トマト	0.5	0.5	○	0.3		
ピーマン	0.5	0.5		0.5	0.5	アメリカ
なす	0.5	0.5	○	0.3		
その他のなす科野菜	0.5	0.5		0.5	0.5	アメリカ
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.5	○		0.4	アメリカ

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.4	0.4	○	0.05	0.4 アメカ	【米国のきゅうり参照】
しろうり	0.4	0.4			0.4 アメカ	【米国のきゅうり参照】
すいか	0.2	0.2	○			
メロン類果実	0.2	0.2	○			
まくわうり	0.4	0.4				
その他のうり科野菜	0.4	0.4		0.05	0.4 アメカ	【米国のきゅうり参照】
ほうれんそう	0.2	0.2			0.2 アメカ	【0.16, 0.06(米国)】
しょうが	0.05	0.05			0.05 アメカ	【米国のばれいしょ参照】
未成熟えんどう	0.6	0.6			0.6 アメカ	【0.17~0.49(n=6)(米国)】
未成熟いんげん	0.6	0.6			0.6 アメカ	【米国の未成熟えんどう参照】
えだまめ	0.6	0.6	○		0.6 アメカ	【米国の未成熟えんどう参照】
その他の野菜	2	2	○	0.05		0.80, 0.96(エンサイ)
みかん	0.1	0.1	○			0.02, (\$) < 0.01
なつみかんの果実全体	2	2	○			(すだち参照)
レモン	2	2	○	0.05		(すだち参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	2	○	0.05		(すだち参照)
グレープフルーツ	2	2	○	0.05		(すだち参照)
ライム	2	2	○	0.05		(すだち参照)
その他のかんきつ類果実	2	2	○	0.05		0.96(すだち)
りんご	1	1	○			0.20, 0.52
日本なし	0.5	0.5	○			0.122, 0.194
西洋なし	0.5	0.5	○			(日本なし参照)
マルメロ	0.1	0.1	○			
びわ	0.1	0.1	○			
もも	0.03	0.03	○			< 0.005, < 0.005 / < 0.01, < 0.01
ネクタリン	1	1	○			0.22, 0.47
あんず(アブリコットを含む。)	1	1			1 オーストラリア	【0.12~0.36(n=4)(オーストラリア)】
すもも(ブルーンを含む。)	0.5	0.5	○			0.11(\$), 0.05
うめ	1	1	○		1 オーストラリア	【< 0.02(オーストラリア)】
おうとう(チェリーを含む。)	2	2	○			0.286, 0.536(\$)
いちご	2	2	○	1		
ラズベリー	1	1		1	1.0 アメカ	【< 0.05, 0.26 / 0.23, 0.28(米国)】
ブラックベリー	1	1		1	1.0 アメカ	【0.47(米国)】
ブルーベリー	2		IT		1.8 アメカ	【0.43~1.61(n=10)(米国)】
その他のベリー類果実	1	1	○	1		【米国のラズベリー・ブラックベリー参照】
ぶどう	2	2	○			0.728(\$), 0.348
かき	0.5	0.5	○			0.056, 0.124 / 0.14, 0.16
バナナ	0.1	0.1		0.1	0.1 アメカ	【< 0.02(n=2)(オーストラリア)】
キウイ	0.05		申			< 0.01, < 0.01
パパイヤ	0.5	0.5		0.5	0.5 EU	【0.3, 0.095, 0.17, 0.13 / 0.204, 0.140, 0.157, 0.134(EU)】
マンゴー	0.3	0.3		0.3	0.3 EU	【0.15, 0.07 / 0.234, 0.31(EU)】
その他の果実	0.3	0.3	○	0.05		0.06, 0.08(あげび)
ひまわりの種子	0.1	0.1			0.1 EU	【EUの大豆参照】
ごまの種子	0.1	0.1			0.1 EU	【EUの大豆参照】
べにばなの種子	0.1	0.1			0.1 EU	【EUの大豆参照】
綿実	0.5	0.5		0.5	0.5 アメカ	【< 0.05(♯)~0.37(♯)(n=9)(米国)】
なたね	0.1	0.1		0.05	0.1 EU	【EUの大豆参照】
その他のオイルシード	0.1	0.1			0.1 EU	【EUの大豆参照】
ぎんなん	0.05			0.05		
くり	0.05	0.05		0.05	0.05 アメカ	【米国のペカン、アーモンド参照】
ペカン	0.05	0.05		0.05	0.05 アメカ	【< 0.05(n=4)(米国)】
アーモンド	0.05	0.05		0.05	0.05 アメカ	【< 0.05(n=5)(米国)】
くるみ	0.05	0.05		0.05	0.05 アメカ	【米国のペカン、アーモンド参照】
その他のナッツ類	0.05	0.05		0.05	0.05 アメカ	【米国のペカン、アーモンド参照】
茶	30	25	○	30		
カカオ豆※	0.1	0.1				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ホップ	20	10	○	20		
その他のスパイス その他のハーブ	10 4	10 4		0.05 4		0.86,3.31(\$) (みかんの果皮参照)
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.5 0.5 0.5	0.5 0.5 0.5				
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	3 3 3	0.5 2 2		3 3 3		【推:1.902】 【牛の脂肪参照】 【牛の脂肪参照】
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2 0.5 0.5	0.05 0.5 0.5		0.2 0.2 0.2		【推:0.165】
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2 0.5 0.5	0.05 0.5 0.5		0.2 0.2 0.2		【推:0.108】
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.5 0.5 0.5	0.5 0.5 0.5		0.2 0.2 0.2		
乳	0.2	0.05		0.2		
鶏の筋肉 その他の家きんの筋肉	0.05 0.05	0.05 0.05		0.05		
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪	0.05 0.05	0.05 0.05		0.05		
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	0.05 0.05	0.05 0.05		0.05		
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	0.05 0.05	0.05 0.05		0.05		
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	0.05 0.05	0.05 0.05		0.05		
鶏の卵 その他の家きんの卵	0.01 0.01	0.01 0.01				
とうがらし(乾燥させたもの。)	5			5		
なたね油(注に限る。)	0.1			0.1		
小麦粉(全粒粉に限る。)	0.5	0.5				
小麦粉(全粒粉を除く。)	0.2	0.2				
小麦ふすま	2	2		2		
小麦胚芽	1			1		

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推:推定される残留量であることを示す

注)食用植物油の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油。

※カカオ豆の基準値については外皮を含まないものに適用するものとする。

## 答申(案)

## ピフェントリン

食品名	残留基準値	
	ppm	
小麦	0.5	注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
大麦	0.05	
ライ麦	0.05	
とうもろこし	0.05	
そば	0.05	
その他の穀類 <sup>注1)</sup>	0.05	
大豆	0.3	注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
小豆類 <sup>注2)</sup>	0.3	
えんどう	0.3	注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そち豆、ちつかせい及びスパイス以外のものをいう。
そら豆	0.3	
らっかせい	0.1	
その他の豆類 <sup>注3)</sup>	0.3	
ばれいしょ	0.05	注4)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05	
かんしょ	0.05	
やまいも(長いもをいう。)	0.05	
その他のいも類 <sup>注4)</sup>	0.05	
てんさい	0.2	注5)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
さとうきび	0.01	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.05	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	4	
かぶ類の根	0.05	
かぶ類の葉	4	
西洋わさび	0.05	
クレソン	2	
はくさい	0.5	
キャベツ	2	
芽キャベツ	2	
ケール	4	
こまつな	4	
きょうな	4	
チンゲンサイ	4	
カリフラワー	0.4	
ブロッコリー	0.4	
その他のあぶらな科野菜 <sup>注5)</sup>	4	
ごぼう	0.05	
サルシフィー	0.05	
アーティチョーク	0.2	
エンダイブ	2	
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	3	
その他のきく科野菜 <sup>注6)</sup>	0.05	
ねぎ(リーキを含む。)	0.5	
にら	0.05	注7)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
アスパラガス	0.05	
にんじん	0.05	
パースニップ	0.05	注8)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
パセリ	3	
その他のせり科野菜 <sup>注7)</sup>	0.05	
トマト	0.5	注8)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
ピーマン	0.5	
なす	0.5	
その他のなす科野菜 <sup>注8)</sup>	0.5	

ピフェントリン

食品名	残留基準値		
	ppm		
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	注9)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.4		
しろり	0.4		
すいか	0.2		
メロン類果実	0.2		
まくわうり	0.4		
その他のうり科野菜 <sup>注9)</sup>	0.4		
ほうれんそう	0.2		注10)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、さく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
しょうが	0.05		
未成熟えんどう	0.6		
未成熟いんげん	0.6		
えだまめ	0.6		
その他の野菜 <sup>注10)</sup>	2		
みかん	0.1	注11)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。	
なつみかんの果実全体	2		
レモン	2		
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2		
グレープフルーツ	2		
ライム	2		
その他のかんきつ類果実 <sup>注11)</sup>	2		
りんご	1	注12)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。	
日本なし	0.5		
西洋なし	0.5		
マルメロ	0.1		
びわ	0.1		
もも	0.03	注13)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パイナップル、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。	
ネクタリン	1		
あんず(アブリコットを含む。)	1		
すもも(ブルーベリーを含む。)	0.5		
うめ	1		
おうとう(チェリーを含む。)	2		
いちご	2		
ラズベリー	1	注14)「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。	
ブラックベリー	1		
ブルーベリー	2		
その他のベリー類果実 <sup>注12)</sup>	1		
ぶどう	2		
かき	0.5	注15)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。	
バナナ	0.1		
キウイ	0.05		
パイナップル	0.5		
マンゴー	0.3		
その他の果実 <sup>注13)</sup>	0.3		
ひまわりの種子	0.1		
ごまの種子	0.1		
べにばなの種子	0.1		
綿実	0.5		
なたね	0.1		
その他のオイルシード <sup>注14)</sup>	0.1		
ぎんなん	0.05	注15)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。	
くり	0.05		
ペカン	0.05		
アーモンド	0.05		
くるみ	0.05		
その他のナッツ類 <sup>注15)</sup>	0.05		
茶	30		
カカオ豆(外皮を含まない。)	0.1		
ホップ	20		

ビフェントリン

食品名	残留基準値	
	ppm	
その他のスパイス <sup>注16)</sup>	10	
その他のハーブ <sup>注17)</sup>	4	
牛の筋肉	0.5	
豚の筋肉	0.5	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注18)</sup> の筋肉	0.5	
牛の脂肪	3	
豚の脂肪	3	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	3	
牛の肝臓	0.2	
豚の肝臓	0.5	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5	
牛の腎臓	0.2	
豚の腎臓	0.5	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.5	
牛の食用部分 <sup>注19)</sup>	0.5	
豚の食用部分	0.5	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.5	
乳	0.2	
鶏の筋肉	0.05	
その他の家きん <sup>注20)</sup> の筋肉	0.05	
鶏の脂肪	0.05	
その他の家きんの脂肪	0.05	
鶏の肝臓	0.05	
その他の家きんの肝臓	0.05	
鶏の腎臓	0.05	
その他の家きんの腎臓	0.05	
鶏の食用部分	0.05	
その他の家きんの食用部分	0.05	
鶏の卵	0.01	
その他の家きんの卵	0.01	
とうがらし(乾燥させたもの。)	5	
なたね油(注21に限る。)	0.1	
小麦粉(全粒粉に限る。)	0.5	
小麦粉(全粒粉を除く。)	0.5	
小麦ふすま	2	
小麦胚芽	1	

注16)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注17)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

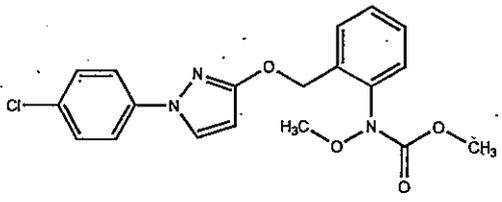
注18)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注19)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注20)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

注21)食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油。

ピラクロストロビン (Pyraclostrobin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請及びインポートトレランス (IT) 制度に基づく基準設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬／殺菌剤										
作用機構	ストロビルリン系殺菌剤である。作用機序は、ミトコンドリア内膜電子伝達系複合体Ⅲを阻害することにより呼吸機能に影響を及ぼし、抗菌活性を示すと考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	りんご／斑点落葉病、はくさい／べと病 等										
我が国の登録状況	りんご、はくさい等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	2003 年に JMPR における毒性評価が行われ、ADI が設定されている。国際基準はキャベツ、りんご等に設定されている。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてぶどう、らっかせい等に、カナダにおいててんさい、ぶどう等に、EU においてかんきつ類、豆類等に、オーストラリアにおいてりんご、ぶどう等に、ニュージーランドにおいてぶどうに基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日摂取許容量 (ADI) 0.034 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2年間 慢性毒性試験、発がん性試験 (ラット・混餌)</p> <p>無毒性量 3.4 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ピラクロストロビンとする。										
暴露評価	<p>EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="558 1534 1396 1803"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>28.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>57.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>20.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>31.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI : 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI 比 (%)	国民平均	28.9	幼小児 (1~6 歳)	57.6	妊婦	20.3	高齢者 (65 歳以上)	31.6
	EDI/ADI 比 (%)										
国民平均	28.9										
幼小児 (1~6 歳)	57.6										
妊婦	20.3										
高齢者 (65 歳以上)	31.6										
意見聴取の状況	平成 25 年 6 月 10 日に在京大使館への説明を実施 平成 25 年 7 月 29 日~9 月 27 日 WTO 通報を実施 今後、パブリックコメントを実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	0.2	0.2		0.2		
大麦	1	0.5		1		
ライ麦	0.2	0.02		0.2		
とうもろこし	0.02	0.02		0.02		
その他の穀類	1	0.5		1		
大豆	0.2	0.05		0.2		
小豆類	0.5	0.5		0.5		
えんどう	0.3	0.3		0.3		
そら豆	0.3	0.3		0.2		
らっかせい	0.05	0.05				
その他の豆類	0.3	0.3		0.3		
ばれいしよ	0.02	0.02		0.02		
さといも類(やつがしらを含む。)	0.04	0.04				
かんしよ	0.04	0.04				
やまいも(長いもをいう。)	0.04	0.04				
その他のいも類	0.04	0.04				
てんさい	0.2	0.2		0.2		
さとうきび	0.1		IT		0.1 ブラジル	【0.011(#)-0.111(#)(n=12) (ブラジル)】
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.5	0.5		0.5		
だいこん類(ラディッシュを含む。)	20	20		20		
かぶ類の根	0.4	0.4				
かぶ類の葉	16	16				
西洋わさび	0.4	0.4				
クレンソウ	29	29				
はくさい	3	3	○			
キャベツ	0.2	0.2	○	0.2		
芽キャベツ	0.3	0.3		0.3		
ケール	1	1		1		
きょうな	16	16				
チンゲンサイ	5	5				
カリフラワー	5	0.1	IT	0.1	5 アメリカ	【米国ブロッコリー参照】 【0.319(#)-1.72(#)(n=7) (米国)】
ブロッコリー	5	0.1	IT	0.1	5 アメリカ	
その他のあぶらな科野菜	16	16				
ごぼう	0.4	0.4				
サルシフィー	0.4	0.4				
アーティチョーク	2			2		
チコリ	29	29				
エンダイブ	29	29				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	2	2	○	2		
その他のきく科野菜	29	29				
たまねぎ	2	0.2	○	1.5		
ねぎ(リーキを含む。)	0.7	0.7		0.7		
にんにく	0.2	0.05	○	0.15		
その他のゆり科野菜	2	0.9		1.5		
にんじん	0.5	0.5	○	0.5		
パースニップ	0.4	0.4				
パセリ	29	29				
セロリ	29	29				
その他のせり科野菜	29	29				
トマト	0.5	0.3	申	0.3		0.10,0.18
ピーマン	1	0.5	申	0.5		0.17,0.40(\$)
なす	0.5	0.5	○	0.3		0.06,0.12(\$)
その他のなす科野菜	3	1.4	申	0.5		1.16(\$),0.56(ししとう)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.5	○	0.5		
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5	0.5	○	0.5		
しろり	0.5	0.5				
すいか	0.5	0.5	○			
メロン類果実	0.2	0.2				
まくわり	0.5	0.5				
その他のうり科野菜	0.5	0.5		0.5		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値			作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
しょうが	0.04	0.04					
未成熟えんどう	0.02	0.02		0.02			
未成熟いんげん	0.5	0.5					
えだまめ	0.5	0.5					
その他の野菜	16	16		0.02			
みかん	0.02	0.02	○				0.37,0.28
なつみかんの果実全体	1	1	○				
レモン	2	1	○	2			
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	1	○	2			
グレープフルーツ	2	1	○	2			
ライム	2	1	○	2			
その他のかんきつ類果実	2	1	○	2			
りんご	1	1	○	0.5			0.437(#),0.648(#) (日本なし参照)
日本なし	2	1.5	○				
西洋なし	2	1.5	○				
マルメロ	2	1.5					
びわ	2	1.5					
もも	0.02	0.02	○				<0.005(#), <0.005(#) 0.29,0.38 (うめ参照)
ネクタリン	1	1	○	0.3			
あんず(アブロコットを含む。)	2	2	○	0.3			
すもも(ブルーンを含む。)	0.8	1	○	0.8			
うめ	2	2	○	1			
おうとう(チェリーを含む。)	3	2	○	3			
いちご	2	0.5	申	1.5			0.34,0.31
ラズベリー	3	2		3			
ブラックベリー	3	1.3		3			
ブルーベリー	4	1		4			
ハuckleベリー	4	1.3		4			
その他のベリー類果実	1	1.3					
ぶどう	3	3	○	2			
かき	0.7	0.7	○				
バナナ	0.02	0.02		0.02			
パパイヤ	0.2	0.05		0.15			
マンゴー	0.05	0.05		0.05			
その他の果実	0.02			0.02			
ひまわりの種子	0.5	0.3	IT	0.4	0.45	アメリカ	【0.02-0.22(n=7)(米国)】 【米国ひまわり、なたね参照】 【米国ひまわり、なたね参照】
ごまの種子	0.5		IT	0.4	0.45	アメリカ	
べにばなの種子	0.5		IT	0.4	0.45	アメリカ	
綿実	0.4			0.4			
なたね	0.5		IT	0.4	0.45	アメリカ	
その他のオイルシード	0.5		IT	0.4	0.45	アメリカ	
ぎんなん	0.02			0.02			
くり	0.04	0.04		0.02			
ペカン	0.02	0.02		0.02			
アーモンド	0.02	0.02		0.02			
くるみ	0.04	0.04		0.02			
その他のナッツ類	1	1		1			
茶	5		申				2.24,1.18(荒茶)
コーヒー豆	0.3	0.3		0.3			
ホップ	15	15		15			
その他のスパイス	29	29	○	2			
その他のハーブ	29	29					
牛の筋肉	0.5	0.5		0.5			
豚の筋肉	0.5	0.5		0.5			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.5	0.5		0.5			
牛の脂肪	0.5	0.5		0.5			
豚の脂肪	0.5	0.5		0.5			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.5	0.5		0.5			

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の肝臓	0.05	0.05		0.05		
豚の肝臓	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05		0.05		
牛の腎臓	0.05	0.05		0.05		
豚の腎臓	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05		0.05		
牛の食用部分	0.05	0.05		0.05		
豚の食用部分	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05		0.05		
乳	0.03	0.03		0.03		
鶏の筋肉	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの筋肉	0.05	0.05		0.05		
鶏の脂肪	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05		0.05		
鶏の肝臓	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの肝臓	0.05	0.05		0.05		
鶏の腎臓	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの腎臓	0.05	0.05		0.05		
鶏の食用部分	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの食用部分	0.05	0.05		0.05		
鶏の卵	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの卵	0.05	0.05		0.05		
干しぶどう	5	5		5		

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

米国:ピラクロストロビン及び代謝物M07

ブラジル:ピラクロストロビン及び代謝物M07

## 答申(案)

## ピラクロストロビン

食品名	残留基準値
	ppm
小麦	0.2
大麦	1
ライ麦	0.2
とうもろこし	0.02
その他の穀類 <sup>注1)</sup>	1
大豆	0.2
小豆類 <sup>注2)</sup>	0.5
えんどう	0.3
そら豆	0.3
らっかせい	0.05
その他の豆類 <sup>注3)</sup>	0.3
ばれいしょ	0.02
さといも類(やつがしらを含む。)	0.04
かんしょ	0.04
やまいも(長いもをいう。)	0.04
その他のいも類 <sup>注4)</sup>	0.04
てんさい	0.2
さとうきび	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.5
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	20
かぶ類の根	0.4
かぶ類の葉	16
西洋わさび	0.4
クレンソウ	29
はくさい	3
キャベツ	0.2
芽キャベツ	0.3
ケール	1
きょうな	16
チンゲンサイ	5
カリフラワー	5
ブロッコリー	5
その他のあぶらな科野菜 <sup>注5)</sup>	16
ごぼう	0.4
サルシフィー	0.4
アーティチョーク	2
チコリ	29
エンダイブ	29
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	2
その他のきく科野菜 <sup>注6)</sup>	29
たまねぎ	2
ねぎ(リーキを含む。)	0.7
にんにく	0.2
その他のゆり科野菜 <sup>注7)</sup>	2
にんじん	0.5
パースニップ	0.4
パセリ	29
セロリ	29
その他のせり科野菜 <sup>注8)</sup>	29
トマト	0.5
ピーマン	1
なす	0.5
その他のなす科野菜 <sup>注9)</sup>	3

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタビア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

注5)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレンソウ、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注6)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注7)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注8)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注9)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

ピラクロストロビン

食品名	残留基準値
	ppm
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5
しろうり	0.5
すいか	0.5
メロン類果実	0.2
まくわうり	0.5
その他のうり科野菜 <sup>注10)</sup>	0.5
しょうが	0.04
未成熟えんどう	0.02
未成熟いんげん	0.5
えだまめ	0.5
その他の野菜 <sup>注11)</sup>	16
みかん	0.02
なつみかんの果実全体	1
レモン	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2
グレープフルーツ	2
ライム	2
その他のかんきつ類果実 <sup>注12)</sup>	2
りんご	1
日本なし	2
西洋なし	2
マルメロ	2
びわ	2
もも	0.02
ネクタリン	1
あんず(アブリコットを含む。)	2
すもも(プルーンを含む。)	0.8
うめ	2
おうとう(チェリーを含む。)	3
いちご	2
ラズベリー	3
ブラックベリー	3
ブルーベリー	4
ハックルベリー	4
その他のベリー類果実 <sup>注13)</sup>	1
ぶどう	3
かき	0.7
バナナ	0.02
パパイヤ	0.2
マンゴー	0.05
その他の果実 <sup>注14)</sup>	0.02
ひまわりの種子	0.5
ごまの種子	0.5
べにばなの種子	0.5
綿実	0.4
なたね	0.5
その他のオイルシード <sup>注15)</sup>	0.5
ぎんなん	0.02
くり	0.04
ペカン	0.02
アーモンド	0.02
くるみ	0.04
その他のナッツ類 <sup>注16)</sup>	1
茶	5
コーヒー豆	0.3
ホップ	15

注10)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注11)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注12)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注13)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注14)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注15)「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

注16)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

ピラクロストロビン

食品名	残留基準値
	ppm
その他のスパイス <sup>注17)</sup>	29
その他のハーブ <sup>注18)</sup>	29
牛の筋肉	0.5
豚の筋肉	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注19)</sup> の筋肉	0.5
牛の脂肪	0.5
豚の脂肪	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.5
牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.05
豚の腎臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05
牛の食用部分 <sup>注20)</sup>	0.05
豚の食用部分	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05
乳	0.03
鶏の筋肉	0.05
その他の家きん <sup>注21)</sup> の筋肉	0.05
鶏の脂肪	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.05
その他の家きんの肝臓	0.05
鶏の腎臓	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05
鶏の食用部分	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05
鶏の卵	0.05
その他の家きんの卵	0.05
干しぶどう	5

注17)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

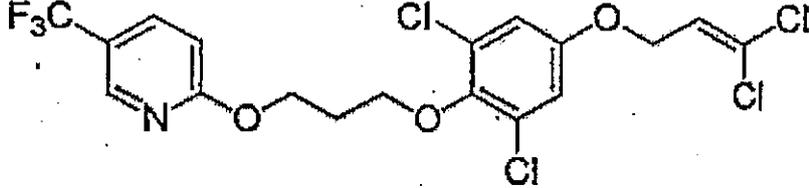
注18)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレンソウ、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注19)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注20)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注21)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

ピリダリル (PyridalyI)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	フェノキシ-ピリジロキシ誘導体の構造を有する殺虫剤である。野菜類の鱗翅目害虫、総翅目害虫及び双翅目害虫に対して食毒及び接触毒として作用し、防除効果を示すものと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	はくさい/コナガ、ねぎ/シロイチモジヨトウ 等										
我が国の登録状況	はくさい、ねぎ等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてキャベツ、ブロッコリー等に、EU においてトマト、メロン類果実等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日摂取許容量 (ADI) 0.028 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2 世代 繁殖試験 (ラット・混餌)</p> <p>無毒性量 2.80 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p> <p>遺伝毒性試験: <i>in vitro</i> 試験 (+/-) <i>in vivo</i> 試験 (-)</p>										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質: ピリダリルとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="558 1444 1396 1702"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>42.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>71.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>32.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>42.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	42.9	幼小児 (1~6 歳)	71.8	妊婦	32.4	高齢者 (65 歳以上)	42.7
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	42.9										
幼小児 (1~6 歳)	71.8										
妊婦	32.4										
高齢者 (65 歳以上)	42.7										
意見聴取の状況	今後、パブリックコメントを実施予定 (在京大使館への説明及び WTO 通報は対象外)										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ppm	
とうもろこし	0.05		申			<0.01, <0.01
大豆	0.2	0.2	○			0.01, 0.04/<0.01, <0.01 /<0.01, <0.01
ばれいしょ	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
かんしょ	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.1	0.1	○			<0.01, 0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	5	5	○			2.22(\$), 0.76
かぶ類の根	0.5		申			0.16, 0.20
かぶ類の葉	15		申			9.25, 9.74
はくさい	1	1	○			0.17, 0.37
キャベツ	0.2	0.2	○			0.03, 0.04
ケール	15		申			(こまつな、チンゲンサイ参照)
こまつな	15		申			6.24(\$), 4.74
きょうな	25		申			6.63, 15.4(\$)
チンゲンサイ	15	15	○			2.83, 8.02(\$)
カリフラワー	0.3		申			0.06(\$), <0.01
ブロッコリー	2	2	○			0.50, 0.60
その他のあぶらな科野菜	15		申			(こまつな、チンゲンサイ参照)
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	20	20	○			1.92, 1.71(レタス) 1.40, 6.68/15.2, 5.98 (U-フレタス) 11.2(\$), 1.12(立ちちしゃ)
その他のきく科野菜	5	5	○			1.96, 2.36(食用ぎく) 0.98, 2.27(ぎく(葉))
たまねぎ	0.05		申			<0.01, <0.01
ねぎ(リーキを含む。)	5	5	○			1.16, 1.76(葉ねぎ) 0.51, 1.12(根深ねぎ)
アスパラガス	3	3	○			0.12, 1.30(#)(\$)
にんじん	0.3		申			0.01, 0.1
トマト	5	5	○			0.38, 0.31(トマト) 1.12, 1.76(\$)(ミニトマト)
ピーマン	2	2	○			0.62, 0.74
なす	1	1	○			0.36, 0.36
その他のなす科野菜	5	5	○			2.14, 1.79(とうがらし) 1.12, 1.61(ししとう)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.5	○			0.16, 0.20
メロン類果実	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
オクラ	3		申			1.28(\$), 0.28
未成熟えんどう	5	5	○			1.42, 2.46
未成熟いんげん	3	3	○			1.16(\$), 0.60
えだまめ	5	5	○			1.47, 1.72
その他の野菜	5	5	○			(未成熟えんどう、えだまめ参照)
いちご	5	5	○			1.64(\$), 1.23
その他のハーブ	30	30	○			21.0(\$), 16.4(しそ) 4.81, 5.36(しその花穂) 12.3, 3.82(バジル)
魚介類	0.2	0.2				推:0.16

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの  
 申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの  
 (#): 使用方法を逸脱して実施された試験成績  
 (\$): ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す  
 推: 推定される残留量であることを示す

## 答申(案)

## ピリダリル

食品名	残留基準値
	ppm
とうもろこし	0.05
大豆	0.2
ばれいしょ	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05
かんしょ	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)	5
かぶ類の根	0.5
かぶ類の葉	15
はくさい	1
キャベツ	0.2
ケール	15
こまつな	15
きょうな	25
チンゲンサイ	15
カリフラワー	0.3
ブロッコリー	2
その他のあぶらな科野菜 <sup>注1)</sup>	15
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	20
その他のきく科野菜 <sup>注2)</sup>	5
たまねぎ	0.05
ねぎ(リーキを含む。)	5
アスパラガス	3
にんじん	0.3
トマト	5
ピーマン	2
なす	1
その他のなす科野菜 <sup>注3)</sup>	5
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5
メロン類果実	0.05
オクラ	3
未成熟えんどう	5
未成熟いんげん	3
えだまめ	5
その他の野菜 <sup>注4)</sup>	5
いちご	5
その他のハーブ <sup>注5)</sup>	30
魚介類	0.2

注1)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注2)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注3)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注4)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注5)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

ピリフルキナゾン (Pyrifluquinazon)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	キナゾリン環を有する殺虫剤である。アブラムシ類、コナジラミ類等のカメムシ目害虫に高い殺虫効果を示す。害虫の摂食行動を制御する神経系又は内分泌系へ作用すると考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	ぶどう/コナカイガラムシ類、ばれいしょ/アブラムシ類 等										
我が国の登録状況	ぶどう、ばれいしょ等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日摂取許容量 (ADI) 0.005 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 1年間 (6か月間回復期間)</p> <p>慢性毒性試験及び回復試験 (イヌ・カプセル経口)</p> <p>無毒性量 0.5 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	<p>別紙1のとおり。</p> <p>残留の規制対象物質: ピリフルキナゾン及び代謝物 B 【1,2,3,4-テトラヒドロ-3-[(3-ピリジルメチル)アミノ]-6-[1,2,2,2-テトラフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチル]キナゾリン-2-オン】とする。</p>										
暴露評価	<p>EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>26.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>45.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>21.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>26.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI: 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI 比 (%)	国民平均	26.6	幼小児 (1~6歳)	45.1	妊婦	21.7	高齢者 (65歳以上)	26.7
	EDI/ADI 比 (%)										
国民平均	26.6										
幼小児 (1~6歳)	45.1										
妊婦	21.7										
高齢者 (65歳以上)	26.7										
意見聴取の状況	今後、パブリックコメントを実施予定 (在京大使館への説明及び WTO 通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ばれいしょ	0.2	0.2	○			<0.03,<0.03
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.2		申			<0.03,<0.03,<0.03
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	20		申			0.44,0.03,11.1(\$)
はくさい	1		申			0.32(\$),0.08
キャベツ	0.5	0.5	○			0.13(\$),0.03
ブロッコリー	2		申			0.60(\$),0.29
レタス(サラダ菜及びびちしゃを含む。)	10	10	○			4.23(\$),0.50(サラダ菜)
ねぎ(リーキを含む。)	0.7		申			0.23(\$)(根茎),0.11(葉ねぎ)
アスパラガス	0.5		申			0.12,0.10
トマト	1	1	○			0.28,0.39(トマト)
ピーマン	1	1	○			0.37,0.24
なす	0.3	0.3	○			0.03,0.08
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2	0.2	○			0.03,0.03
すいか	0.2		申			<0.03,<0.03
メロン類果実	0.2		申			<0.03,<0.03
みかん	0.2	0.2	○			0.03,0.03
なつみかんの果実全体	1	1	○			0.49,0.15
レモン	1	1	○			(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1	1	○			(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	1	1	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	1	1	○			(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	1	1	○			(なつみかんの果実全体参照)
りんご	0.5	0.5	○			0.16,0.04
日本なし	1	1	○			0.32(#),0.28(#)
西洋なし	1	1	○			(日本なし参照)
もも	0.2	0.2	○			0.05,<0.03
ネクタリン	0.7	0.7	○			0.27,0.13
あんず(アブリコットを含む。)	5		申			(ウメ参照)
すもも(プルーンを含む。)	0.2		申			0.05,0.04
うめ	5		申			1.53(\$),0.42
おうとう(チェリーを含む。)	2		申			0.61,0.72
いちご	2	2	○			0.37,0.98
ぶどう	3	3	○			0.39,1.09(\$)
かき	0.5	0.5	○			0.18,0.10
マンゴー	1		申			0.11,0.33(\$)
茶	20	20	○			14.4(\$),5.6(荒茶)
その他のスパイス	5	5	○			1.7,1.5(みかんの果皮)

○:既に、国内において農薬登録のあるもの  
 申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの  
 (#):使用方法を逸脱して実施された試験成績  
 (\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

答申(案)

## ピリフルキナゾン

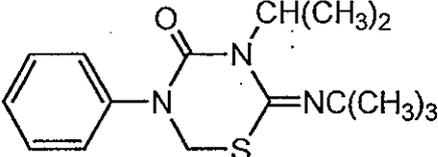
食品名	残留基準値 ppm
ばれいしょ	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	20
はくさい	1
キャベツ	0.5
ブロッコリー	2
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	10
ねぎ(リーキを含む。)	0.7
アスパラガス	0.5
トマト	1
ピーマン	1
なす	0.3
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2
すいか	0.2
メロン類果実	0.2
みかん	0.2
なつみかんの果実全体	1
レモン	1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1
グレープフルーツ	1
ライム	1
その他のかんきつ類果実 <sup>注1)</sup>	1
りんご	0.5
日本なし	1
西洋なし	1
もも	0.2
ネクタリン	0.7
あんず(アブリコットを含む。)	5
すもも(ブルーベリーを含む。)	0.2
うめ	5
おうとう(チェリーを含む。)	2
いちご	2
ぶどう	3
かき	0.5
マンゴー	1
茶	20
その他のスパイス <sup>注2)</sup>	5

※今回基準値を設定するピリフルキナゾンとは、ピリフルキナゾン及び代謝物B【1,2,3,4-テトラヒドロ-3-[(3-ピリジルメチル)アミノ]-6-[1,2,2,2-テトラフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチル]キナゾリン-2-オン】をピリフルキナゾンに換算したものの和をいう。

注1)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注2)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

ブプロフェジン (Buprofezin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	チアジアジン環を有する殺虫剤である。エクダイソン代謝酵素を阻害し、幼虫に対してはキチン生合成の阻害による脱皮異常、成虫に対しては産卵数の抑制や産下卵の不孵化を引き起こして防除効果を示すものと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	みかん/カイガラムシ類幼虫、小麦/ヒメトビウンカ幼虫 等										
我が国の登録状況	みかん、小麦等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	1991年にJMPRにおける毒性評価が行われ、ADIが設定されている。国際基準はりんご、トマト等に設定されている。米国、カナダ、欧州連合(EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてバナナ、アボカド等に、EUにおいてかんきつ、りんご等に、オーストラリアにおいてぶどう、マンゴー等に、ニュージーランドにおいてぶどう、仁果類等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日摂取許容量(ADI) 0.009 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験(ラット・混餌)</p> <p>無毒性量 0.90 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p> <p>遺伝毒性試験: <i>in vitro</i>試験(+/-) <i>in vivo</i>試験(-)</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: ブプロフェジンとする。										
暴露評価	<p>EDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="571 1512 1412 1769"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>36.3</td> </tr> <tr> <td>小児(1~6歳)</td> <td>68.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>33.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>36.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI: 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI比 (%)	国民平均	36.3	小児(1~6歳)	68.6	妊婦	33.0	高齢者(65歳以上)	36.4
	EDI/ADI比 (%)										
国民平均	36.3										
小児(1~6歳)	68.6										
妊婦	33.0										
高齢者(65歳以上)	36.4										
意見聴取の状況	平成25年9月25日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメントを実施予定 (WTO通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.5	0.5	○			0.158(\$),0.08
小麦	0.3	0.3	○			0.084, 0.093
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	13	13			35	アメリカ 【0.03(\$)-4.56(\$)(n=20)(結球レタス); 1.18(\$)-11.49(\$)(n=9)(非結球レタス)】
その他のきく科野菜	3	3	○			0.517, 1.34(\$)(ふき)
トマト	1	1	○	1		0.405, 0.348/0.282, 0.732/ 0.392, 0.308/0.48, 0.30, 0.53, 0.61
ピーマン	2	0.5		2		
なす	1	1	○			0.48(\$), 0.42
その他のなす科野菜	10	0.5	申	10		2.98, 3.64(しとう)
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	1	○	0.7		0.730(\$), 0.250(\$)/ 0.75, 0.35, 0.68, 0.36/0.52, 0.38/ 0.36, 0.45/0.39, 0.44
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.7	0.5		0.7		
しろうり	0.7	0.5		0.7		
すいか	0.5	0.5	○			
メロン類果実	0.5	0.5	○			
まくわうり	0.5	0.5				
その他のうり科野菜	0.7	0.5		0.7		
未成熟えんどう	0.02	0.02			0.02	アメリカ 【<0.006-0.011(n=7)(米国)】
みかん	0.3	0.3	○			0.081, 0.052
なつみかんの果実全体	1	0.3	○	1		
レモン	3	2.5	○	1	2.5	アメリカ 【米国のオレンジ参照】 0.62(\$)/0.36
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	2	○	1	2.5	アメリカ 【0.393-1.796(n=17)(米国)】
グレープフルーツ	3	2.5	○	1	2.5	アメリカ 【米国のオレンジ参照】
ライム	3	2.5	○	1	2.5	アメリカ 【米国のオレンジ参照】
その他のかんきつ類果実	3	2.5	○	1	2.5	アメリカ 【米国のオレンジ参照】
りんご	3	2	○	3		【0.057-0.933(n=12)(米国)】
日本なし	6	2	○	6		
西洋なし	6	4.0	○	6		【0.36-3.17(n=8)(米国)】 【米国のりんご及び西洋なし参照】
マルメロ	4	4.0				
びわ	4	4.0	○			
もも	1	1	○			0.346(\$)/0.34, 0.19
ネクタリン	9	1.9	○・申	9		
あんず(アブリコットを含む。)	0.7	0.7	○			0.30, 0.19
すもも(プルーンを含む。)	2	1.9	○	2		
うめ	5	1.9	○・申			1.91, 2.74
おうとう(チェリーを含む。)	5	1.9	○・申	2		1.42, 1.70
いちご	3			3		
ぶどう	1	1	○	1		
かき	1	1	○		1	オーストラリア 【0.44, 0.46(オーストラリア)】
バナナ	0.3	0.2		0.3		
キウイ	0.5	0.5	○			0.16, 0.08
パパイヤ	0.9	0.9			0.9	アメリカ 【米国のマンゴー参照】
アボカド	0.3	0.3			0.3	アメリカ 【<0.02(\$)-0.20(n=4)(米国)】
グアバ	0.3	0.3			0.3	アメリカ 【米国のアボカド参照】
マンゴー	0.9	0.9		0.1	0.9	アメリカ 【0.50-0.65(n=3)(米国)】
パッションフルーツ	2	2			2	オーストラリア 【1.05, 1.13(オーストラリア)】
その他の果実	5	0.7	○	5		
綿実	0.4	0.35			0.35	アメリカ 【0.043-0.126(n=9)(米国)】
くり	0.02	0.02	○			<0.005, <0.005
アーモンド	0.05	0.05		0.05	0.05	アメリカ 【<0.05(n=6)(米国)】
茶	30	20	○	30		

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のスペース その他のハーブ	5 3	5 3	○	1		1.68(\$),0.40(みかんの果皮) (その他のきく科野菜参照)
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05 0.05 0.05	0.05 0.05 0.05		0.05 0.05 0.05		推:0.02 【牛の筋肉参照】 【牛の筋肉参照】
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1 0.1 0.1	0.1 0.1 0.1				推:0.05 【牛の脂肪参照】 【牛の脂肪参照】
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1 0.1 0.1	0.1 0.1 0.1		0.05 0.05 0.05		推:0.02 【牛の肝臓参照】 【牛の肝臓参照】
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05 0.05 0.05	0.05 0.05 0.05		0.05 0.05 0.05		推:0.02 【牛の腎臓参照】 【牛の腎臓参照】
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1 0.1 0.1	0.1 0.1 0.1		0.05 0.05 0.05		【牛の肝臓参照】 【牛の肝臓参照】 【牛の肝臓参照】
乳	0.02	0.02		0.01		推:0.004
魚介類	0.2	0.2				推:0.18
干しぶどう	2			2		
どうがらし(乾燥させたもの)	10			10		

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの  
 ○:既に、国内において農薬登録のあるもの  
 申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの  
 (#):使用方法を逸脱して実施された試験成績  
 (\$):ばらつきを理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す  
 推:推定される残留量であることを示す

ブプロフェジン

食品名	残留基準値
	ppm
米(玄米をいう。)	0.5
小麦	0.3
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	13
その他のきく科野菜 <sup>注1)</sup>	3
トマト	1
ピーマン	2
なす	1
その他のなす科野菜 <sup>注2)</sup>	10
きゅうり(ガーキンを含む。)	1
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.7
しろりり	0.7
すいか	0.5
メロン類果実	0.5
まくわり	0.5
その他のうり科野菜 <sup>注3)</sup>	0.7
未成熟えんどう	0.02
みかん	0.3
なつみかんの果実全体	1
レモン	3
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2
グレープフルーツ	3
ライム	3
その他のかんきつ類果実 <sup>注4)</sup>	3
りんご	3
日本なし	6
西洋なし	6
マルメロ	4
びわ	4
もも	1
ネクタリン	9
あんず(アブリコットを含む。)	0.7
すもも(プルーンを含む。)	2
うめ	5
おうとう(チェリーを含む。)	5
いちご	3
ぶどう	1
かき	1
バナナ	0.3
キウイー	0.5
パパイヤ	0.9
アボカド	0.3
グアバ	0.3
マンゴー	0.9
パッションフルーツ	2
その他の果実 <sup>注5)</sup>	5
綿実	0.4
くり	0.02
アーモンド	0.05
茶	30

注1)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注2)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注3)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわり以外のものをいう。

注4)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注5)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

ブプロフェジン

食品名	残留基準値
	ppm
その他のスパイス <sup>注6)</sup>	5
その他のハーブ <sup>注7)</sup>	3
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注8)</sup> の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.1
豚の脂肪	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1
牛の肝臓	0.1
豚の肝臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1
牛の腎臓	0.05
豚の腎臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05
牛の食用部分 <sup>注9)</sup>	0.1
豚の食用部分	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1
乳	0.02
魚介類	0.2
干しぶどう	2
とうがらし(乾燥させたもの)	10

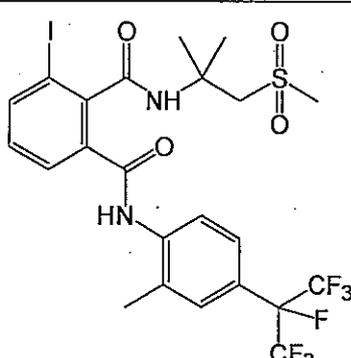
注6)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注7)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレンソウ、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注8)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注9)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

フルベンジアミド (Flubendiamide)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請及びインポートトレランス (IT) 制度に基づく基準値設定の要請があったもの。										
構造式	 <p>The chemical structure of Flubendiamide is shown. It consists of a central benzene ring with a methyl group at the 1-position, a sulfonamide group (-NH-C(=O)-C(CH<sub>3</sub>)<sub>2</sub>-SO<sub>2</sub>-CH<sub>3</sub>) at the 2-position, and a benzamide group (-NH-C(=O)-C<sub>6</sub>H<sub>4</sub>-C(CH<sub>3</sub>)<sub>2</sub>-F-CF<sub>3</sub>) at the 4-position. The benzamide group's benzene ring has a methyl group at the 1-position, a trifluoromethyl group (-CF<sub>3</sub>) at the 2-position, and a fluorine atom (-F) at the 3-position.</p>										
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	ヨウ化フタルアミド基を有する殺虫剤である。鱗翅目昆虫の筋肉細胞小胞体のカルシウムイオンチャネルを持続的に活性化し、カルシウムイオンの細胞質への異常放出を引き起こして体収縮症状をもたらすことにより殺虫作用を示すと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	おうとう/ハマキムシ類、ぶどう/ハスモンヨトウ 等										
我が国の登録状況	おうとう、ぶどう等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	2010年に JMPR における毒性評価が行われ、ADI が設定されている。国際基準はレタス、トマト、仁果類、ナッツ類等に設定されている。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてうり科野菜、仁果類果実等に、オーストラリアにおいてキャベツ、トマト等に、EUにおいてトマト、うり科野菜等に残留基準が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日摂取許容量 (ADI) 0.017 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2年間 発がん性試験 (ラット・混餌)</p> <p>無毒性量 1.70 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：フルベンジアミドとする。										
暴露評価	<p>EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="558 1635 1388 1904"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>47.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>79.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>31.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>52.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI: 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI 比 (%)	国民平均	47.3	幼小児 (1~6 歳)	79.0	妊婦	31.7	高齢者 (65 歳以上)	52.1
	EDI/ADI 比 (%)										
国民平均	47.3										
幼小児 (1~6 歳)	79.0										
妊婦	31.7										
高齢者 (65 歳以上)	52.1										
意見聴取の状況	今後、パブリックコメントを実施予定 (在京大使館への説明及び WTO 通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうもろこし そば	0.05 10	0.02	申 申	0.02		<0.01,<0.01(子実)/ <0.01,<0.01(未成熟) 3.24(\$),1.10
大豆 小豆類 えんどう そら豆 その他の豆類	1 1 1 1 1	0.3	○ 申	1 1 1 1 1		
ばれいしょ さといも類(やつがしらを含む。) かんしょ やまいも(長いもをいう。)	0.05 0.05 0.05 0.05	0.05 0.05 0.05	○ ○ ○ 申			<0.01,<0.01 0.01,<0.01 <0.01,<0.01 <0.01,<0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根 だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉 かぶ類の根 かぶ類の葉 西洋わさび はくさい キャベツ 芽キャベツ ケール こまつな きょうな チンゲンサイ カリフラワー ブロッコリー その他のあぶらな科野菜	0.1 10 0.3 25 0.3 5 4 4 25 25 20 5 4 5 25	0.1 10 0.3 25 5 3 0.6 5 25	○ ○ 申 申 申 ○ ○ 申 申 申 申 申 ○ 申			0.02,<0.01 (はつかだいこんの根) 5.20,1.81 (はつかだいこんの葉) 0.06(\$),0.04 15.2(\$),11.8 0.06(\$),0.04 1.80,1.70 4 4 (こまつな参照) 17.2(\$),7.59 10.6(\$),2.34 2.86,2.22 4 4 1.60(\$),0.87 (こまつな参照)
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	15	15	○	7		7.48,9.49(リーフレタス)
ねぎ(リーキを含む。) アスパラガス	3 1	3 1	○ ○			0.88,1.13 0.46,0.28
にんじん セロリ	0.3 5	5	申	5		0.06(\$),<0.01
トマト ピーマン なす その他のなす科野菜	2 3 1 5	1 3 1	○ ○ ○ 申	2 0.7 0.7		0.46,1.14(\$) 0.40,0.24 2.04,1.47(しとう)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7	0.7	○	0.2		0.12,0.22(\$) 【<0.010(#)-0.025(n=6) (きゅうり)(米国)】 【<0.010(#)-0.038(#)(n=5) (かぼちゃ)(米国)】 【0.012-0.090(#) (n=6)(メロン)(米国)】
かぼちゃ(スカッシュを含む。) すいか メロン類果実 その他のうり科野菜	0.2 0.05 0.05 2	0.2 0.05 0.02	○ 申 申	0.2 0.2	0.2 アメリカ	<0.01,<0.01 <0.01,<0.01 0.88,0.36(ながうり)
オクラ しょうが 未成熟えんどう 未成熟いんげん えだまめ	2 0.05 2 3 5	2 5	申 申 申 申 ○	2 2 2		0.98,0.34 <0.01,<0.01 0.58,0.46 1.36(\$),0.60 2.12,1.02
その他の野菜	5		申	2		(えだまめ参照)
みかん なつみかんの果実全体 レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実	0.2 3 3 3 3 3 3		申 申 申 申 申 申			0.03,0.03 1.20,1.02 (なつみかんの果実全体参照) (なつみかんの果実全体参照) (なつみかんの果実全体参照) (なつみかんの果実全体参照) (なつみかんの果実全体参照)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値			作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
りんご	1	1	○	0.8			0.37,0.41
日本なし	1	1	○	0.8			0.32
西洋なし	1	1	○	0.8			(日本なし参照)
マルメロ	0.8			0.8			
もも	0.05	0.05	○				<0.005,0.012
ネクタリン	2	1	○	2			[0.138-0.383(#)(n=18) (もも)(米国)] 【0.010-0.488(#) (n=12)(プラム)(米国)] 【0.158-0.992(n=12) (おうとう)(米国)]
あんず(アプレコトを含む。)	2	2	○	2	1.6	アメリカ	0.80(\$),0.22
すもも(プルーンを含む。)	2	2	○	2			1.00,0.82
うめ	2	2	申	2			0.57(\$),0.43
おうとう(チェリーを含む。)	2	2	○	2			
いちご	2	2	○				0.45,0.82
ぶどう	2	2	○	2			0.55,0.82
かき	0.7	0.3	申○				0.26,0.22
キウイ	0.05		申				<0.01,<0.01
その他の果実	0.1			0.1			
綿実	2	0.9		1.5			
ぎんなん	0.1			0.1			
くり	0.1	0.06		0.1			
ペカン	0.1	0.06		0.1			
アーモンド	0.1	0.06		0.1			
くるみ	0.1	0.06		0.1			
その他のナッツ類	0.1		IT	0.1	0.06	アメリカ	
茶	50	40	○	50			29.0(\$),7.80(荒茶) 3.34,0.84(浸出液)
その他のスパイス	10		申				3.16(\$),2.58
その他のハーブ	25	5	申○				(こまつな参照)
牛の筋肉	1						【牛の腎臓、肝臓参照】
豚の筋肉	1						【牛の腎臓、肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	1						【牛の腎臓、肝臓参照】
牛の脂肪	2			2			【推:1.2】
豚の脂肪	2			2			【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	2			2			【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	1			1			【推:0.56】
豚の肝臓	1			1			【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	1			1			【牛の肝臓参照】
牛の腎臓	1			1			【推:0.57】
豚の腎臓	1			1			【牛の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	1			1			【牛の腎臓参照】
牛の食用部分	1			1			【牛の腎臓、肝臓参照】
豚の食用部分	1			1			【牛の腎臓、肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	1			1			【牛の腎臓、肝臓参照】
乳	0.1			0.1			【推:0.066】
とうがらし(乾燥させたもの)	7			7			

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの  
 ○:既に、国内において農薬登録のあるもの  
 申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの  
 IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの  
 (#):使用方法を逸脱して実施された試験成績  
 (\$):ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す  
 推:推定される残留量であることを示す

答申(案)

## フルベンジアミド

食品名	残留基準値
	ppm
とうもろこし	0.05
そば	10
大豆	1
小豆類 <sup>注1)</sup>	1
えんどう	1
そら豆	1
その他の豆類 <sup>注2)</sup>	1
ばれいしょ	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05
かんしょ	0.05
やまいも(長いもをいう。)	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)	10
かぶ類の根	0.3
かぶ類の葉	25
西洋わさび	0.3
はくさい	5
キャベツ	4
芽キャベツ	4
ケール	25
こまつな	25
きょうな	20
チンゲンサイ	5
カリフラワー	4
ブロッコリー	5
その他のあぶらな科野菜 <sup>注3)</sup>	25
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	15
ねぎ(リーキを含む。)	3
アスパラガス	1
にんじん	0.3
セロリ	5
トマト	2
ピーマン	3
なす	1
その他のなす科野菜 <sup>注4)</sup>	5
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2
すいか	0.05
メロン類果実	0.05
その他のうり科野菜 <sup>注5)</sup>	2
オクラ	2
しょうが	0.05
未成熟えんどう	2
未成熟いんげん	3
えだまめ	5
その他の野菜 <sup>注6)</sup>	5
みかん	0.2
なつみかんの果実全体	3
レモン	3
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	3
グレープフルーツ	3
ライム	3
その他のかんきつ類果実 <sup>注7)</sup>	3
りんご	1
日本なし	1

注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタビア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注2)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。

注3)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注4)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注5)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注6)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注7)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

## フルベンジアミド

食品名	残留基準値
	ppm
西洋なし	1
マルメロ	0.8
もも	0.05
ネクタリン	2
あんず(アブリコットを含む。)	2
すもも(ブルーンを含む。)	2
うめ	2
おうとう(チェリーを含む。)	2
いちご	2
ぶどう	2
かき	0.7
キウイー	0.05
その他の果実 <sup>注8)</sup>	0.1
綿実	2
ぎんなん	0.1
くり	0.1
ペカン	0.1
アーモンド	0.1
くるみ	0.1
その他のナッツ類 <sup>注9)</sup>	0.1
茶	50
その他のスパイス <sup>注10)</sup>	10
その他のハーブ <sup>注11)</sup>	25
牛の筋肉	1
豚の筋肉	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注12)</sup> の筋肉	1
牛の脂肪	2
豚の脂肪	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	2
牛の肝臓	1
豚の肝臓	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	1
牛の腎臓	1
豚の腎臓	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	1
牛の食用部分 <sup>注13)</sup>	1
豚の食用部分	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	1
乳	0.1
とうがらし(乾燥させたもの)	7

注8)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注9)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

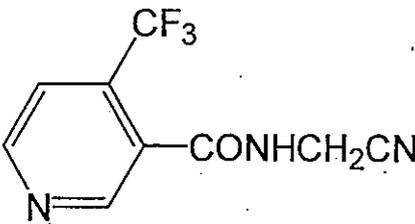
注10)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注11)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注12)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注13)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

フロニカミド (Flonicamid)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	ピリジンカルボキシアミド系殺虫剤である。作用機序は不明であるが、アブラムシ類、コナジラミ類等の吸汁害虫の吸汁行動を阻害することにより殺虫効果を発揮するものと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	ばれいしょ/アブラムシ類、ぶどう/チャノキイロアザミウマ 等										
我が国の登録状況	ばれいしょ、ぶどう等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてばれいしょ、りんご、ほうれんそう、乳等に、カナダにおいてばれいしょ、りんご、畜産物等に、EUにおいてばれいしょ、トマト、きゅうり、りんご等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日許容摂取量 (ADI) 0.073 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌)</p> <p>無毒性量 7.32 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	<p>別紙1のとおり。</p> <p>残留の規制対象物質: 農産物にあつてはフロニカミド、代謝物C【N-(4-トリフルオロメチルニコチノイル)グリシン】及び代謝物E【4-トリフルオロメチルニコチン酸】とし、畜産物にあつてはフロニカミド、代謝物D【4-トリフルオロメチルニコチンアミド】及び代謝物Eとする。</p>										
暴露評価	<p>EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="555 1601 1396 1870"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>23.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>43.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>18.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>24.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI: 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI 比 (%)	国民平均	23.1	幼小児 (1~6 歳)	43.1	妊婦	18.8	高齢者 (65 歳以上)	24.2
	EDI/ADI 比 (%)										
国民平均	23.1										
幼小児 (1~6 歳)	43.1										
妊婦	18.8										
高齢者 (65 歳以上)	24.2										
意見聴取の状況	今後、パブリックコメントを実施予定 (在京大使館への説明及び WTO 通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	5	5	○			1.83(\$),1.06
大豆	5	5	○			1.53(\$),1.14
小豆類	5	5	○			2.17,1.99
ばれいしょ	0.3	0.3	○			<0.04,0.15
さといも類(やつがしらを含む。)	0.2		申			<0.04,0.04
やまいも(長いもをいう。)	0.2		申			0.05,<0.04
その他のいも類	0.2	0.2			0.2 ｱﾘｶ	【0.047-0.115(n=17) (ばれいしょ)(米国)】
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.6	0.6	○		0.6 ｱﾘｶ	【0.065-0.355(n=5)(米国)】
だいこん類(ラディッシュを含む。)	16	16	○		16 ｱﾘｶ	【0.333-9.336(n=5)(米国)】
かぶ類の根	0.6	0.6			0.6 ｱﾘｶ	【米国にんじん、 だいこん類(根)参照】
西洋わさび	0.6	0.6			0.6 ｱﾘｶ	【米国にんじん、 だいこん類(根)参照】
クレソン	4	4				0.74(\$),0.25
はくさい	2	2	○			
キャベツ	2	2	○		1.5 ｱﾘｶ	【0.084-1.374(n=6)(米国)】
芽キャベツ	2	2			1.5 ｱﾘｶ	【米国キャベツ、 ブロッコリー参照】
ケール	16	16	○		16 ｱﾘｶ	【米国からしな参照】
こまつな	16	16	○		16 ｱﾘｶ	【米国からしな参照】
きょうな	16	16	○		16 ｱﾘｶ	【米国からしな参照】
チンゲンサイ	16	16	○		16 ｱﾘｶ	【米国からしな参照】
カリフラワー	2	2	○		1.5 ｱﾘｶ	【米国キャベツ、 ブロッコリー参照】
ブロッコリー	5	5	○			1.53(\$),1.34
その他のあぶらな科野菜	16	16	○		16 ｱﾘｶ	【0.303-0.753(n=5)(米国)】 【米国からしな参照】
ごぼう	0.6	0.6	○		0.6 ｱﾘｶ	【米国にんじん、 だいこん類(根)参照】
サルシフィー	0.6	0.6			0.6 ｱﾘｶ	【米国にんじん、 だいこん類(根)参照】
チコリ	4	4				
エンダイブ	4	4				
しゅんぎく	4	4				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	15	15	○			7.64,6.30(リーフレタス)
その他のきく科野菜	4	4				
たまねぎ	0.3		申			0.04,0.06(\$)
ねぎ(リーキを含む。)	3	3	○			1.04(#),1.01(#)
アスパラガス	2	2	○			0.93,0.49
にんじん	0.6	0.6			0.6 ｱﾘｶ	【0.126-0.230(n=8)(米国)】
パースニップ	0.6	0.6			0.6 ｱﾘｶ	【米国にんじん、 だいこん類(根)参照】
パセリ	4	4				
セロリ	4	4				
みつば	5	5	○			2.71,1.59
その他のせり科野菜	4	4				
トマト	2	2	○			0.45,0.92(ミニトマト)
ピーマン	3	2	申			1.18,1.08
なす	3	3	○			0.96,1.16
その他のなす科野菜	2	2			2 韓国	【0.706(#)(とうがらし)(韓国)】
きゅうり(ガーキンを含む。)	2	2	○		2 韓国	【0.873(#)(韓国)】
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.4	0.4				
しろり	0.4	0.4				
すいか	2	2	○			0.79(#),0.44(#)
メロン類果実	2	2	○			0.74,0.52
まくわり	0.4	0.4				
その他のうり科野菜	0.4	0.4				
ほうれんそう	9	9				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
オクラ えだまめ	0.4 5	0.4 5	○		0.4 アメリカ	【0.052-0.254(n=12)(トマト) 0.167-0.261(n=6)(ピーマン) 0.277-0.290(n=3) (とうがらし)(米国) 1.91,1.39
その他の野菜	4	4	○		4 アメリカ	
みかん なつみかんの果実全体 レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実	2 2 3 3 3 3		申 申 申 申 申 申			0.59,0.43 0.52(\$)(#),0.15(#) (すだち、かぼす参照) (すだち、かぼす参照) (すだち、かぼす参照) (すだち、かぼす参照) 1.12(#)(すだち)/ 1.06(#)(かぼす)
りんご 日本なし 西洋なし マルメロ びわ	1 0.5 0.5 0.2 0.2	1 0.5 0.5 0.2 0.2	○ ○ ○			0.40(\$),0.11 0.10(#),0.17(#) (日本なし参照)
もも ネクタリン あんず(アブリコットを含む。) すもも(ブルーベリーを含む。) うめ おうとう(チェリーを含む。)	1 1 2 0.6 2 2	1 1 2 0.6 2 2	○ ○ ○ ○ ○ ○			0.46(#),0.77(#)/0.20,0.24 0.42,0.21 (うめ参照) 0.82,0.77 0.92,0.63
いちご	2	2	○			0.23,0.53(\$)
ぶどう	5	5	○			1.56,1.67
その他の果実	0.4	0.4				【米国トマト、ピーマン、 とうがらし参照】
綿実	0.5	0.5				
茶 ホップ	40 5	40 5	○		7 アメリカ	25.5(\$),18.7(荒茶) 【1.12-3.33(n=3)(#)(米国)】
その他のスパイス その他のハーブ	10 16		申 ○		16 アメリカ	2.08,4.48(みかんの果皮) 【2.240-9.704(n=8) (からしな)(米国)】
牛の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.08 0.08	0.08 0.08			0.08 アメリカ	推:0.03 【牛の筋肉参照】
牛の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.03 0.03	0.03 0.03			0.03 アメリカ	推:0.01 【牛の脂肪参照】
牛の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.08 0.08	0.08 0.08			0.08 アメリカ	推:0.03 【牛の肝臓参照】
牛の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.08 0.08	0.08 0.08			0.08 アメリカ	推:0.03 【牛の腎臓参照】
牛の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.08 0.08	0.08 0.08			0.08 アメリカ	【牛の肝臓、腎臓参照】 【牛の肝臓、腎臓参照】
乳	0.03	0.03			0.03 アメリカ	推:0.006
鶏の筋肉 その他の家禽の筋肉	0.03 0.03	0.03 0.03			0.03 アメリカ	推:0.0232 【鶏の筋肉参照】
鶏の脂肪 その他の家禽の脂肪	0.03 0.03	0.03 0.03			0.03 アメリカ	推:0.0232 【鶏の脂肪参照】
鶏の肝臓 その他の家禽の肝臓	0.03 0.03	0.03 0.03			0.03 アメリカ	推:0.0232 【鶏の肝臓参照】
鶏の腎臓 その他の家禽の腎臓	0.03 0.03	0.03 0.03			0.03 アメリカ	【鶏の肝臓参照】 【鶏の肝臓参照】

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm	
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
鶏の食用部分	0.03	0.03			0.03	アメリカ	【鶏の肝臓参照】
その他の家きんの食用部分	0.03	0.03			0.03	アメリカ	【鶏の肝臓参照】
鶏の卵	0.04	0.04			0.04	アメリカ	推:0.0265
その他の家きんの卵	0.04	0.04			0.04	アメリカ	【鶏の卵参照】
トマトピューレー	0.5	0.5					
トマトペースト	2	2					

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推:推定される残留量であることを示す

「基準値現行」欄には、平成25年2月27日に開催された薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において議決された内容を示した。

フロニカミド

食品名	残留基準値
	ppm
小麦	5
大豆	5
小豆類 <sup>注1)</sup>	5
ばれいしょ	0.3
さといも類(やつがしらを含む。)	0.2
やまいも(長いもをいう。)	0.2
その他のいも類 <sup>注2)</sup>	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.6
だいこん類(ラディッシュを含む。)	16
かぶ類の根	0.6
西洋わさび	0.6
クレソン	4
はくさい	2
キャベツ	2
芽キャベツ	2
ケール	16
こまつな	16
きょうな	16
チンゲンサイ	16
カリフラワー	2
ブロッコリー	5
その他のあぶらな科野菜 <sup>注3)</sup>	16
ごぼう	0.6
サルシフィー	0.6
チコリ	4
エンダイブ	4
しゅんぎく	4
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	15
その他のきく科野菜 <sup>注4)</sup>	4
たまねぎ	0.3
ねぎ(リーキを含む。)	3
アスパラガス	2
にんじん	0.6
パースニップ	0.6
パセリ	4
セロリ	4
みつば	5
その他のせり科野菜 <sup>注5)</sup>	4
トマト	2
ピーマン	3
なす	3
その他のなす科野菜 <sup>注6)</sup>	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	2
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.4
しろりり	0.4
すいか	2
メロン類果実	2
まくわうり	0.4
その他のうり科野菜 <sup>注7)</sup>	0.4
ほうれんそう	9
オクラ	0.4
えだまめ	5
その他の野菜 <sup>注8)</sup>	4

※今回基準値を設定するフロニカミドとは、農産物及びその加工品にあってはフロニカミド、代謝物C【N-(4-トリフルオロメチルニコチノイル)グリシン】をフロニカミドに換算したものと及び代謝物E【4-トリフルオロメチルニコチン酸】をフロニカミドに換算したものの和をいい、畜産物にあってはフロニカミド、代謝物D【4-トリフルオロメチルニコチンアミド】をフロニカミドに換算したものと及び代謝物E【4-トリフルオロメチルニコチン酸】をフロニカミドに換算したものの和をいう。

注1) いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注2) 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

注3) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注5) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注7) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注8) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

フロニカミド

食品名	残留基準値	
	ppm	
みかん		2
なつみかんの果実全体		2
レモン		3
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		3
グレープフルーツ		3
ライム		3
その他のかんきつ類果実 <sup>注9)</sup>		3
りんご		1
日本なし	0.5	
西洋なし	0.5	
マルメロ	0.2	
びわ	0.2	
もも	1	
ネクタリン	1	
あんず(アプリコットを含む。)	2	
すもも(プルーンを含む。)	0.6	
うめ	2	
おうとう(チェリーを含む。)	2	
いちご	2	
ぶどう	5	
その他の果実 <sup>注10)</sup>	0.4	
綿実	0.5	
茶	40	
ホップ	5	
その他のスパイス <sup>注11)</sup>	10	
その他のハーブ <sup>注12)</sup>	16	
牛の筋肉	0.08	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注13)</sup> の筋肉	0.08	
牛の脂肪	0.03	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.03	
牛の肝臓	0.08	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.08	
牛の腎臓	0.08	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.08	
牛の食用部分 <sup>注14)</sup>	0.08	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.08	
乳	0.03	
鶏の筋肉	0.03	
その他の家きん <sup>注15)</sup> の筋肉	0.03	
鶏の脂肪	0.03	
その他の家きんの脂肪	0.03	
鶏の肝臓	0.03	
その他の家きんの肝臓	0.03	
鶏の腎臓	0.03	
その他の家きんの腎臓	0.03	
鶏の食用部分	0.03	
その他の家きんの食用部分	0.03	
鶏の卵	0.04	
その他の家きんの卵	0.04	
トマトピューレー	0.5	
トマトペースト	2	

注9)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注10)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パイナップル、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注11)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

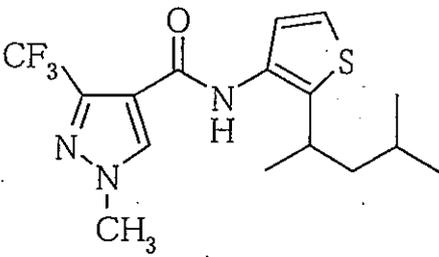
注12)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注13)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注14)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注15)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

ペンチオピラド (Penthiopyrad)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	インポートトレランス (IT) 制度に基づく基準設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬／殺菌剤										
作用機構	ピラゾール系殺菌剤である。作用機構としては、ミトコンドリア電子伝達系複合体Ⅱの阻害作用により、ATP 合成を阻害するものと考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	トマト／灰色かび病、なし／黒星病、等										
我が国の登録状況	トマト、なし等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	2011年にJMPRにおける毒性評価が行われ、ADIが設定されている。国際基準についてはきゅうりやぶどうに設定されている。米国、カナダ、欧州連合、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてはばれいしょ、トマト等に、カナダにおいてらっかせい、ほうれんそう等に、EUにおいてりんご、おうとう等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日摂取許容量 (ADI) 0.081 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌)</p> <p>無毒性量 8.10 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p> <p>遺伝毒性試験: <i>in vitro</i> 試験 (+/-) <i>in vivo</i> 試験 (-)</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: ペンチオピラドとする。										
暴露評価	<p>EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="558 1601 1404 1870"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>13.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>20.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>9.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>15.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI: 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI 比 (%)	国民平均	13.1	幼小児 (1~6 歳)	20.5	妊婦	9.0	高齢者 (65 歳以上)	15.3
	EDI/ADI 比 (%)										
国民平均	13.1										
幼小児 (1~6 歳)	20.5										
妊婦	9.0										
高齢者 (65 歳以上)	15.3										
意見聴取の状況	平成 25 年 9 月 25 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメントを実施予定 (WTO 通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm	
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
小麦	0.2		IT		0.15	アメリカ	【<0.003-0.091(n=28)(米国)】
大麦	0.2		IT		0.15	アメリカ	【<0.003-0.23(n=22)(米国)】
ライ麦	0.2		IT		0.15	アメリカ	【米国小麦、大麦参照】
とうもろこし	0.02		IT	0.02	0.01	アメリカ	
そば	0.2		IT		0.15	アメリカ	【米国小麦、大麦参照】
その他の穀類	0.8		IT		0.8	アメリカ	【0.060-0.42(n=9) (ソルガム)(米国)】
大豆	0.4		IT		0.4	アメリカ	【<0.003-0.42(n=23)(米国)】
小豆類	0.4		IT	0.3	0.4	アメリカ	【0.010-0.24(n=7) (Shelled bean)(米国)】
えんどう	0.4		IT	0.3	0.4	アメリカ	【0.040-0.14(n=7) (Shelled pea)(米国)】
そら豆	0.4		IT	0.3	0.4	アメリカ	【米国Shelled bean, Shelled pea参照】
らっかせい	0.04		IT		0.04	アメリカ	【<0.003-0.034(n=13)(米国)】
その他の豆類	0.4		IT	0.3	0.4	アメリカ	【米国Shelled bean, Shelled pea参照】
ばれいしょ	0.06		IT	0.05	0.06	アメリカ	【<0.003-0.075(n=50)(米国)】
さといも類(やつがしらを含む。)	0.06		IT		0.06	アメリカ	【米国ばれいしょ参照】
かんしょ	0.06		IT		0.06	アメリカ	【米国ばれいしょ参照】
やまいも(長いもをいう。)	0.06		IT		0.06	アメリカ	【米国ばれいしょ参照】
その他のいも類	0.06		IT		0.06	アメリカ	【米国ばれいしょ参照】
だいこん類(ラディッシュを含む。)	30			30			
かぶ類の葉	50			50			
クレソン	30			30			
はくさい	30		IT	30	5	アメリカ	
キャベツ	5	0.7	○・IT		5	アメリカ	【0.024-2.2(n=10)(米国)】
芽キャベツ	5		IT		5	アメリカ	【米国キャベツ、カリフラ ワー、ブロッコリー参照】
ケール	50		IT	30	50	アメリカ	【米国からしな参照】
こまつな	50		IT	30	50	アメリカ	【米国からしな参照】
きょうな	50		IT	30	50	アメリカ	【米国からしな参照】
チンゲンサイ	50		IT	30	50	アメリカ	【米国からしな参照】
カリフラワー	5		IT	5	5	アメリカ	【0.11-0.50(n=3)(米国)】
ブロッコリー	5		IT	5	5	アメリカ	【0.65-2.3(n=7)(米国)】
その他のあぶらな科野菜	50		IT	30	50	アメリカ	【米国からしな参照】
チコリ	30		IT	30	50	アメリカ	
エンダイブ	30		IT	30	30	アメリカ	【米国セロリ、レタス、 ほうれんそう参照】
しゅんぎく	30		IT	30	30	アメリカ	【米国セロリ、レタス、 ほうれんそう参照】
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	30	20	○・IT	30	30	アメリカ	【<0.003-3.4(n=12) (レタス,Head) 1.1-11(n=12) (レタス,Leaf)(米国)】
その他のきく科野菜	30		IT	30	30	アメリカ	【米国セロリ、レタス、 ほうれんそう参照】
たまねぎ	0.7	0.05	○	0.7			
ねぎ(リーキを含む。)	4	3	○	4			
アスパラガス	0.3	0.3	○				0.06,<0.01
その他のゆり科野菜	4			4			
にんじん	0.6			0.6			
パセリ	30		IT		30	アメリカ	【米国セロリ、レタス、 ほうれんそう参照】
セロリ	30		IT	15	30	アメリカ	【1.5-8.7(n=11)(米国)】
その他のせり科野菜	30		IT		30	アメリカ	【米国セロリ、レタス、 ほうれんそう参照】
トマト	3	2	○・IT	2	3	アメリカ	【0.086-1.4(n=23)(米国)】
ピーマン	3	2	○・IT	2	3	アメリカ	【0.14-0.68(n=11)(米国)】
なす	3	1	○・IT	2	3	アメリカ	【米国トマト、ピーマン、 とうがらし・ししとう参照】
その他のなす科野菜	30		IT	30	3	アメリカ	【0.17-1.5(n=9) (とうがらし・ししとう)(米国)】

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
きゅうり(カーキンを含む。)	0.5	0.5	○	0.5		0.17(#),0.16(#)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5			0.5		
しろうり	0.5			0.5		
すいか	0.05	0.05	○			0.01(#),<0.01(#)
メロン類果実	0.05	0.05	○			0.01(#),<0.01(#)
その他のうり科野菜	30			30		
ほうれんそう	30		IT	30	30 アメカ	[0.81-15(n=10)(米国)]
オクラ	2			2		
しょうが	0.06		IT	0.06	アメカ	[米国ばれいしよ参照]
未成熟えんどう	4		IT	3	4 アメカ	[0.088-1.5(n=4)(米国)]
未成熟いんげん	4		IT	3	4 アメカ	[0.12-1.5(n=8)(米国)]
えだまめ	4		IT	4	アメカ	[米国未成熟えんどう、未成熟いんげん参照]
しいたけ	2			2		
その他のきのこ類	2			2		
その他の野菜	30		IT	30	0.15 アメカ	
みかん	0.5	0.5	○			0.06,0.16
りんご	2	2	○			0.64,0.63
日本なし	3	3	○			1.26,1.14
西洋なし	3	3	○			(日本なし参照) 【<0.003-0.23 (n=20)(りんご)】
マルメロ	0.5		IT	0.5	アメカ	<0.003-0.25(n=10) (なし)(米国)]
もも	0.2	0.2	○			0.04,0.02
ネクタリン	4	2	○・IT	4	4 アメカ	
あんず(アプレットを含む。)	4		IT	4	4 アメカ	
すもも(プルーンを含む。)	4		IT	4	4 アメカ	
うめ	4			4		
おうとう(チェリーを含む。)	5	5	○	4		2.18,1.18
いちご	3	2	○・IT	3	3 アメカ	[0.37-2.0(n=9)(米国)]
ブルーベリー	3		IT	3	3 アメカ	[米国いちご参照]
クランベリー	3		IT	3	3 アメカ	[米国いちご参照]
その他のベリー類果実	3		IT	3	3 アメカ	[米国いちご参照]
ぶどう	10	10	○			3.68(\$),1.06
かき	3	3	○			1.20,0.39
その他の果実	3		IT	2	3 アメカ	[米国トマト、ピーマン、とうがらし・ししとう参照]
ひまわりの種子	2		IT	1.5	アメカ	[0.008-0.80(n=9)(米国)]
綿実	2		IT	1.5	アメカ	[米国ひまわりの種子、なたね参照]
なたね	2		IT	1.5	アメカ	[<0.003-0.63(n=21)(米国)]
ぎんなん	0.05			0.05		
くり	0.06		IT	0.05	0.06 アメカ	[米国ペカン、アーモンド参照]
ペカン	0.06		IT	0.05	0.06 アメカ	[0.004-0.006(n=6)(米国)]
アーモンド	0.06		IT	0.05	0.06 アメカ	[0.003-0.036(n=6)(米国)]
くるみ	0.06		IT	0.05	0.06 アメカ	[米国ペカン、アーモンド参照]
その他のナッツ類	0.06		IT	0.05	0.06 アメカ	[米国ペカン、アーモンド参照]
その他のスパイス	15	15	○			9.16,5.58(みかん果皮)
その他のハーブ	50		IT	30	50 アメカ	[7.6-30(n=9)(からしな)(米国)]

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの  
 ○:既に、国内において農薬登録のあるもの  
 IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの  
 (#):使用方法を逸脱して実施された試験成績  
 (\$) :ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

ペンチオピラド

食品名	残留基準値
	ppm
小麦	0.2
大麦	0.2
ライ麦	0.2
とうもろこし	0.02
そば	0.2
その他の穀類 <sup>注1)</sup>	0.8
大豆	0.4
小豆類 <sup>注2)</sup>	0.4
えんどう	0.4
そら豆	0.4
らっかせい	0.04
その他の豆類 <sup>注3)</sup>	0.4
ばれいしょ	0.06
さといも類(やつがしらを含む。)	0.06
かんしょ	0.06
やまいも(長いもをいう。)	0.06
その他のいも類 <sup>注4)</sup>	0.06
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	30
かぶ類の葉	50
クレソン	30
はくさい	30
キャベツ	5
芽キャベツ	5
ケール	50
こまつな	50
きょうな	50
チンゲンサイ	50
カリフラワー	5
ブロッコリー	5
その他のあぶらな科野菜 <sup>注5)</sup>	50
チコリ	30
エンダイブ	30
しゅんぎく	30
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	30
その他のきく科野菜 <sup>注6)</sup>	30
たまねぎ	0.7
ねぎ(リーキを含む。)	4
アスパラガス	0.3
その他のゆり科野菜 <sup>注7)</sup>	4
にんじん	0.6
パセリ	30
セロリ	30
その他のせり科野菜 <sup>注8)</sup>	30
トマト	3
ピーマン	3
なす	3
その他のなす科野菜 <sup>注9)</sup>	30
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5
しろり	0.5
すいか	0.05
メロン類果実	0.05
その他のうり科野菜 <sup>注10)</sup>	30

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタビア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

注5)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注6)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルンフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注7)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注8)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注9)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注10)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

ペンチオピラド

食品名	残留基準値
	ppm
ほうれんそう	30
オクラ	2
しょうが	0.06
未成熟えんどう	4
未成熟いんげん	4
えだまめ	4
しいたけ	2
その他のきのこ類 <sup>注11)</sup>	2
その他の野菜 <sup>注12)</sup>	30
みかん	0.5
りんご	2
日本なし	3
西洋なし	3
マルメロ	0.5
もも	0.2
ネクタリン	4
あんず(アプレコットを含む。)	4
すもも(プルーンを含む。)	4
うめ	4
おうとう(チェリーを含む。)	5
いちご	3
ブルーベリー	3
クランベリー	3
その他のベリー類果実 <sup>注13)</sup>	3
ぶどう	10
かき	3
その他の果実 <sup>注14)</sup>	3
ひまわりの種子	2
綿実	2
なたね	2
ぎんなん	0.05
くり	0.06
ペカン	0.06
アーモンド	0.06
くるみ	0.06
その他のナッツ類 <sup>注15)</sup>	0.06
その他のスパイス <sup>注16)</sup>	15
その他のハーブ <sup>注17)</sup>	50

注11)「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。

注12)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注13)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

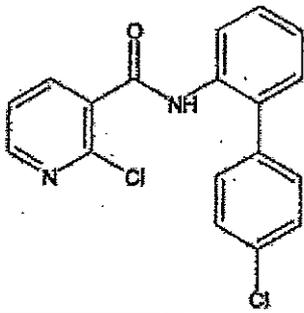
注14)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注15)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注16)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注17)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

ボスカリド (Boscalid)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬／殺菌剤										
作用機構	アニリド系化合物の殺菌剤である。ミトコンドリア内膜のコハク酸脱水素酵素複合体の電子伝達を阻害することで作用すると考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	なす／灰色かび病、きゅうり／菌核病 等										
我が国の登録状況	なす、きゅうり等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	2006年にJMPRにおける毒性評価が行われ、ADIが設定されている。国際基準はりんご、ぶどう等に設定されている。米国、カナダ、欧州連合(EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてアボカド、ぶどう等に、カナダにおいてライ麦、ぶどう等に、EUにおいてりんご、ぶどう等に、オーストラリアにおいてにんじん、ぶどう等に、ニュージーランドにおいてぶどう、キウイ等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日許容摂取量 (ADI) 0.044 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2年間 慢性毒性試験 (ラット・混餌)</p> <p>無毒性量 4.4 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ボスカリドとする。										
暴露評価	<p>EDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="564 1585 1406 1848"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>35.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>65.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>28.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>33.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI：推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI比 (%)	国民平均	35.1	幼小児 (1~6歳)	65.6	妊婦	28.4	高齢者 (65歳以上)	33.9
	EDI/ADI比 (%)										
国民平均	35.1										
幼小児 (1~6歳)	65.6										
妊婦	28.4										
高齢者 (65歳以上)	33.9										
意見聴取の状況	平成25年9月25日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメントを実施予定 (WTO通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm	
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
小麦	0.7	3	申	0.5	3	EU	0.28(\$),0.10 【<0.01-1.79(n=10)(EU)】
大麦	3			0.5			
ライ麦	0.5			0.5			
とうもろこし	0.1			0.1			
そば	0.1			0.1			
その他の穀類	0.5			0.5			
大豆	3	2	○	3			
小豆類	3	2.5	○	3			
えんどう	3	2.5		3			
そら豆	3	2.5		3			
らっかせい	1	0.05		1			
その他の豆類	3	2.5		3			
ばれいしょ	2	0.05		2			
さといも類(やつがしらを含む。)	2	0.05		2			
かんしょ	2	0.05		2			
やまいも(長いもをいう。)	2	0.05		2			
こんにやくいも	2			2			
その他のいも類	2	0.05		2			
てんさい	2			2			
だいこん類(ラディッシュを含む。)	2			2			
だいこん類(ラディッシュを含む。)	40			40			
かぶ類の根	2			2			
かぶ類の葉	40	10		40			
西洋わさび	2	0.7		2			
クレソン	40			40			
はくさい	40	3.0	○	40			
キャベツ	5	3.0	○	5			
芽キャベツ	5	3.0		5			
ケール	40	18		40			
こまつな	40	18		40			
きょうな	40	18		40			
チンゲンサイ	40	18		40			
カリフラワー	5	3.0		5			
ブロッコリー	5	3.0	○	5			
その他のあぶらな科野菜	40	18		40			
ごぼう	2	0.7		2			
サルシフィー	2	0.7		2			
アーティチョーク	30			30			
チコリ	40			40			
エンダイブ	40			40			
しゅんぎく	40			40			
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	40	20	○	40			
その他のきく科野菜	40	2	○・申	40			
たまねぎ	5	3.0	○	5			
ねぎ(リーキを含む。)	5	3.0		5			
にんにく	5	3.0		5			
にら	3	3.0					
アスパラガス	30			30			
わけぎ	5			5			
その他のゆり科野菜	30	3.0	○	30			
にんじん	2	0.7	○	2			
パースニップ	2	0.7		2			
セロリ	30	25		30			
その他のせり科野菜	5	0.7		5			
トマト	5	5	○	3			2.91,1.74(\$ニトマト)
ピーマン	10	10	○	3			3.56(\$),2.03
なす	3	2	○	3			
その他のなす科野菜	40	15	○	40			
きゅうり(ガーキンを含む。)	5	5	○	3			2.10,1.00
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	3	1.6	○	3			
しろりり	3	1.6		3			
すいか	2	1.6	○				
メロン類果実	2	1.6	○				
まくわうり	2	1.6					
その他のうり科野菜	40	1.6		40			

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ほうれんそう	40			40		
たけのこ	30	1.6		30		
オクラ	3			3		
しょうが	0.05	0.05				
未成熟えんどう	5	5	○	3		1.3,1.8(さやえんどう) 2.05,1.02(さやいんげん)
未成熟いんげん	5	1.6	申	3		
えだまめ	3	2.0		3		
その他の野菜	40	1.6		40		
みかん	1	1	○			0.38,0.16,0.37(※) 2.85,3.52 (なつみかん参照) (なつみかん参照) (なつみかん参照) (なつみかん参照) (なつみかん参照)
なつみかんの果実全体	10	10	○	2		
レモン	10	10	○	2		
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	10	10	○	2		
グレープフルーツ	10	10	○	2		
ライム	10	10	○	2		
その他のかんきつ類果実	10	10	○	2		
りんご	2	3.0	○	2		
日本なし	3	3.0	○			
西洋なし	3	3.0	○			
マルメロ	3	3.0	○			
びわ	3	3.0	○			
もも	0.2	0.2	○			
ネクタリン	3	3	○	3		
あんず(アプリコットを含む。)	3	3	○	3		
すもも(ブルーベリーを含む。)	10	3	○	10		
うめ	3	3	○	3		
おうとう(チェリーを含む。)	3	3	○	3		
いちご	15	15	○	3		7.28(※),2.04
ラズベリー	10	3.5		10		
ブラックベリー	10	3.5		10		
ブルーベリー	10	3.5		10		
クランベリー	10			10		
ハuckleベリー	10	3.5		10		
その他のベリー類果実	10	3.5		10		
ぶどう	10	10	○	5		
かき	1	1	○			4.30,5.20 0.16,0.46
バナナ	0.6	0.2		0.6		
その他の果実	10	1.2		10		
ひまわりの種子	1	0.6		1		
ごまの種子	1			1		
べにばなの種子	1			1		
綿実	1			1		
なたね	4	3.5		1		
その他のオイルシード	1			1		
ぎんなん	0.05	0.05		0.05		
くり	0.7	0.70		0.05		
ペカン	0.7	0.70		0.05		
アーモンド	0.7	0.70		0.05		
くるみ	0.7	0.70		0.05		
その他のナッツ類	1	1		1		
茶	10		申			5.64,2.44
コーヒー豆	0.05	0.05		0.05		
ホップ	60	35		60		
その他のスパイス	40	40	○	10		11.5,12.2,29.3(※)(※)(※)(みかんの果皮)
その他のハーブ	40	30		40		

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉	0.2	0.10				【牛の肝臓及び腎臓参照】 【牛の肝臓及び腎臓参照】
豚の筋肉	0.2	0.05				
羊の筋肉		0.10				
馬の筋肉		0.10				
山羊の筋肉		0.10				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2	0.05				
牛の脂肪	0.7	0.30		0.7		推:0.51 【牛の脂肪参照】
豚の脂肪	0.7	0.10		0.7		
羊の脂肪		0.30				
馬の脂肪		0.30				
山羊の脂肪		0.30				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.7	0.1		0.7		
牛の肝臓	0.2	0.35		0.2		推:0.15 【牛の肝臓参照】
豚の肝臓	0.2	0.10		0.2		
羊の肝臓		0.35				
馬の肝臓		0.35				
山羊の肝臓		0.35				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2	0.05		0.2		
牛の腎臓	0.2	0.35		0.2		推:0.083 【牛の腎臓参照】
豚の腎臓	0.2	0.10		0.2		
羊の腎臓		0.35				
馬の腎臓		0.35				
山羊の腎臓		0.35				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2	0.05		0.2		
牛の食用部分	0.2	0.35		0.2		【牛の肝臓及び腎臓参照】 【牛の肝臓及び腎臓参照】
豚の食用部分	0.2	0.10		0.2		
羊の食用部分		0.35				
馬の食用部分		0.35				
山羊の食用部分		0.35				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2	0.05		0.2		
乳	0.1	0.10		0.1		推:0.055
鶏の筋肉	0.02	0.05		0.02		
その他の家きんの筋肉	0.02			0.02		
鶏の脂肪	0.02	0.05		0.02		
その他の家きんの脂肪	0.02			0.02		
鶏の肝臓	0.02	0.10		0.02		
その他の家きんの肝臓	0.02			0.02		
鶏の腎臓	0.02	0.10		0.02		
その他の家きんの腎臓	0.02			0.02		
鶏の食用部分	0.02	0.10		0.02		
その他の家きんの食用部分	0.02			0.02		
鶏の卵	0.02	0.02		0.02		
その他の家きんの卵	0.02			0.02		
干しぶどう	10	10		10		
とうがらし(乾燥させたもの)	10			10		
落花生油(注1に限る。)	0.2	0.15				
なたね油(注2に限る。)	5	5.0				

注1) 食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製落花生油、落花生サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油。

注2) 食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油。

太枠: 国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#): 使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$): ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推: 推定される残留量であることを示す

ボスカリド

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.7
大麦	3
ライ麦	0.5
とうもろこし	0.1
そば	0.1
その他の穀類 <sup>注1)</sup>	0.5
大豆	3
小豆類 <sup>注2)</sup>	3
えんどう	3
そら豆	3
らっかせい	1
その他の豆類 <sup>注3)</sup>	3
ばれいしょ	2
さといも類(やつがしらを含む。)	2
かんしょ	2
やまいも(長いもをいう。)	2
こんにゃくいも	2
その他のいも類 <sup>注4)</sup>	2
てんさい	2
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	2
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	40
かぶ類の根	2
かぶ類の葉	40
西洋わさび	2
クレソン	40
はくさい	40
キャベツ	5
芽キャベツ	5
ケール	40
こまつな	40
きょうな	40
チンゲンサイ	40
カリフラワー	5
ブロッコリー	5
その他のあぶらな科野菜 <sup>注5)</sup>	40
ごぼう	2
サルシフィー	2
アーティチョーク	30
チコリ	40
エンダイブ	40
しゅんぎく	40
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	40
その他のきく科野菜 <sup>注6)</sup>	40
たまねぎ	5
ねぎ(リーキを含む。)	5
にんにく	5
にら	3
アスパラガス	30
わけぎ	5
その他のゆり科野菜 <sup>注7)</sup>	30
にんじん	2
パースニップ	2
セロリ	30
その他のせり科野菜 <sup>注8)</sup>	5

今回基準値を設定するボスカリドとは、ボスカリドのみをいう。

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタビア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃくいも以外のものをいう。

注5)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注6)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注7)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注8)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

ボスカリド

食品名	残留基準値 ppm
トマト	5
ピーマン	10
なす	3
その他のなす科野菜 <sup>注9)</sup>	40
きゅうり(ガーキンを含む。)	5
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	3
しろうり	3
すいか	2
メロン類果実	2
まくわうり	2
その他のうり科野菜 <sup>注10)</sup>	40
ほうれんそう	40
たけのこ	30
オクラ	3
しょうが	0.05
未成熟えんどう	5
未成熟いんげん	5
えだまめ	3
その他の野菜 <sup>注11)</sup>	40
みかん	1
なつみかんの果実全体	10
レモン	10
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	10
グレープフルーツ	10
ライム	10
その他のかんきつ類果実 <sup>注12)</sup>	10
りんご	2
日本なし	3
西洋なし	3
マルメロ	3
びわ	3
もも	0.2
ネクタリン	3
あんず(アプリコットを含む。)	3
すもも(プルーンを含む。)	10
うめ	3
おうとう(チェリーを含む。)	3
いちご	15
ラズベリー	10
ブラックベリー	10
ブルーベリー	10
クランベリー	10
ハックルベリー	10
その他のベリー類果実 <sup>注13)</sup>	10
ぶどう	10
かき	1
バナナ	0.6
その他の果実 <sup>注14)</sup>	10
ひまわりの種子	1
ごまの種子	1
べにばなの種子	1
綿実	1
なたね	4
その他のオイルシード <sup>注15)</sup>	1

注9)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注10)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注11)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注12)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注13)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注14)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注15)「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

## ボスカリド

食品名	残留基準値 ppm
ぎんなん	0.05
くり	0.7
ペカン	0.7
アーモンド	0.7
くるみ	0.7
その他のナッツ類 <sup>注16)</sup>	1
茶	10
コーヒー豆	0.05
ホップ	60
その他のスパイス <sup>注17)</sup>	40
その他のハーブ <sup>注18)</sup>	40
牛の筋肉	0.2
豚の筋肉	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注19)</sup> の筋肉	0.2
牛の脂肪	0.7
豚の脂肪	0.7
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.7
牛の肝臓	0.2
豚の肝臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2
牛の腎臓	0.2
豚の腎臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2
牛の食用部分 <sup>注20)</sup>	0.2
豚の食用部分	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2
乳	0.1
鶏の筋肉	0.02
その他の家きん <sup>注21)</sup> の筋肉	0.02
鶏の脂肪	0.02
その他の家きんの脂肪	0.02
鶏の肝臓	0.02
その他の家きんの肝臓	0.02
鶏の腎臓	0.02
その他の家きんの腎臓	0.02
鶏の食用部分	0.02
その他の家きんの食用部分	0.02
鶏の卵	0.02
その他の家きんの卵	0.02
干しぶどう	10
とうがらし(乾燥させたもの)	10
落花生油(注22に限る。)	0.2
なたね油(注23に限る。)	5

注16)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注17)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注18)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレンソ、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注19)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注20)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注21)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

注22) 食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製落花生油、落花生サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油。

注23) 食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油。

メトキシフェノジド (Methoxyfenozide)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	インポートトレランス (I T) 制度に基づく基準設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	ベンゾイルヒドラジン系殺虫剤である。作用機構としては、昆虫の脱皮ホルモン (エクダイソン) 様作用を示し、幼虫における異常脱皮を促すことにより効果を発現すると考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	稲/コブノメイガ、なし/ケムシ類 等										
我が国の登録状況	稲、なし等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	2003 年に JMPR における毒性評価が行われ、ADI が設定されている。国際基準はブロッコリー、キャベツ等に設定されている。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてアーティチョーク、ぶどう等に、カナダにおいてりんご、なし等に、EUにおいてりんご、レモン等に、オーストラリアにおいて綿実、ブルーベリー等に、ニュージーランドにおいてキウイフルーツ、りんご等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日摂取許容量 (ADI) 0.098 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌)</p> <p>無毒性量 9.8 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: メトキシフェノジドとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>44.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>78.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>35.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>47.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	44.1	幼小児 (1~6 歳)	78.6	妊婦	35.6	高齢者 (65 歳以上)	47.6
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	44.1										
幼小児 (1~6 歳)	78.6										
妊婦	35.6										
高齢者 (65 歳以上)	47.6										
意見聴取の状況	今後、パブリックコメントを実施予定 (在京大使館への説明及び WTO 通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02
とうもろこし	0.02	0.02	○	0.02		
大豆	0.5	0.5	○	0.5		
小豆類	5	5		5		
えんどう	5			5		
そら豆	0.5	0.5		0.5		
らっかせい	0.03	0.03		0.03		
その他の豆類	5	0.5		5		
かんしょ	0.05	0.05	○	0.02		<0.01(#),<0.01(#)
てんさい	0.3	0.3	○	0.3		
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.4	0.4	○	0.4		
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	10	10	○	7		3.58(#),3.24(#)
かぶ類の葉	30	30				
クレソン	30	30				
はくさい	7	7	○			
キャベツ	7	7	○	7		
芽キャベツ	7	7				
ケール	30	30				
こまつな	30	30				
きょうな	30	30				
チンゲンサイ	30	30				
カリフラワー	7	7				
ブロッコリー	5	5		3		1.46(#),1.76(#)(%)
その他のあぶらな科野菜	30	30	○			
アーティチョーク	3	3				
チコリ	30	30				
エンダイブ	30	30				
しゅんぎく	30	30				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	30	30		30		
その他のきく科野菜	30	30				
ねぎ(リーキを含む。)	3	3	○			
にんじん	0.5	0.5		0.5		
パセリ	30	30				
セロリ	15	15		15		
その他のせり科野菜	30	30				
トマト	2	2	○	2		
ピーマン	3	3	○	2		0.60,1.07(\$)
なす	2	2	○	2		0.60(\$),0.32
その他のなす科野菜	2	2	○	2		0.80, 0.72(ししとう)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3	0.3		0.3		
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3	0.3		0.3		
しろりり	0.3	0.3		0.3		
すいか	0.3	0.3				
メロン類果実	0.3	0.3				
まくわうり	0.3	0.3				
その他のうり科野菜	0.3	0.3		0.3		
ほうれんそう	30	30				
オクラ	2	2				
未成熟えんどう	2	0.3		2		
未成熟いんげん	2	2		2		
その他の野菜	30	30	○	2		
なつみかんの果実全体	2	0.7		2		
レモン	3	0.7	IT	2	3.0	アメリカ
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	3	0.7	IT	2	3.0	アメリカ
グレープフルーツ	3	0.7	IT	2	3.0	アメリカ
ライム	3	0.7	IT	2	3.0	アメリカ
その他のかんきつ類果実	3	0.7	IT	2	3.0	アメリカ

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
りんご	2	2	○	2		0.60, 0.92
日本なし	2	2		2		
西洋なし	2	2		2		
マルメロ	2	2		2		
びわ	2	2				
もも	2	2				
ネクタリン	2	2		2		
あんず(アブリコットを含む。)	2	2		2		
すもも(ブルーンを含む。)	2	2		2		
うめ	2	2		2		
おうとう(チェリーを含む。)	2	2	○	2		
いちご	2	2	○	2		0.42, 0.60
ブルーベリー	4	4		4		
クランベリー	0.7	0.7		0.7		
ハuckleベリー	4	4		4		
ぶどう	1	1		1		
キウイ	0.5	0.5				
パパイヤ	1	1		1		
アボカド	0.7	0.7		0.7		
その他の果実	0.1	0.1		0.1		
綿実	7	7		7		
ぎんなん	0.1	0.1		0.1		
くり	0.1	0.1		0.1		
ペカン	0.1	0.1		0.1		
アーモンド	0.1	0.1		0.1		
くるみ	0.1	0.1		0.1		
その他のナッツ類	0.1	0.1		0.1		
茶	20	20	○			7.64, 13.90
その他のスパイス	30	30		2		
その他のハーブ	30	30		30		
牛の筋肉	0.2	0.1				【牛の肝臓及び腎臓参照】 【牛の肝臓及び腎臓参照】 【牛の肝臓及び腎臓参照】
豚の筋肉	0.2	0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2	0.1				
牛の脂肪	0.3	0.2		0.3		推:0.24 【牛の脂肪参照】 【牛の脂肪参照】
豚の脂肪	0.3	0.2		0.3		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.3	0.2		0.3		
牛の肝臓	0.2	0.1		0.2		推:0.096 【牛の肝臓参照】 【牛の肝臓参照】
豚の肝臓	0.2	0.1		0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2	0.1		0.2		
牛の腎臓	0.2	0.1		0.2		推:0.021 【牛の腎臓参照】 【牛の腎臓参照】
豚の腎臓	0.2	0.1		0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2	0.1		0.2		
牛の食用部分	0.2	0.1		0.2		【牛の肝臓及び腎臓参照】 【牛の肝臓及び腎臓参照】 【牛の肝臓及び腎臓参照】
豚の食用部分	0.2	0.1		0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2	0.1		0.2		
乳	0.05	0.05		0.05		推:0.018
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの筋肉	0.01	0.01		0.01		
鶏の脂肪	0.02	0.02		0.01		
その他の家さんの脂肪	0.02	0.02		0.01		
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの肝臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの腎臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの食用部分	0.01	0.01		0.01		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
鶏の卵	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの卵	0.01	0.01		0.01		
すもも(乾燥させたもの)	2	2				
干しぶどう	3	3		2		
落花生油(注に限る。)	0.1	0.1		0.1		
とうがらし(乾燥させたもの)	20	20		20		

注)食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製落花生油、落花生サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油。

太枠: 国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

IT: 海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#): 使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$): ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推: 推定される残留量であることを示す

オキシフェニド

食品名	残留基準値
	ppm
米(玄米をいう。)	0.1
とうもろこし	0.02
大豆	0.5
小豆類 <sup>注1)</sup>	5
えんどう	5
そら豆	0.5
らっかせい	0.03
その他の豆類 <sup>注2)</sup>	5
かんしょ	0.05
てんさい	0.3
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.4
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	10
かぶ類の葉	30
クレソン	30
はくさい	7
キャベツ	7
芽キャベツ	7
ケール	30
こまつな	30
きょうな	30
チンゲンサイ	30
カリフラワー	7
ブロッコリー	5
その他のあぶらな科野菜 <sup>注3)</sup>	30
アーティチョーク	3
チコリ	30
エンダイブ	30
しゅんぎく	30
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	30
その他のさく科野菜 <sup>注4)</sup>	30
ねぎ(リーキを含む。)	3
にんじん	0.5
パセリ	30
セロリ	15
その他のせり科野菜 <sup>注5)</sup>	30
トマト	2
ピーマン	3
なす	2
その他のなす科野菜 <sup>注6)</sup>	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3
しろり	0.3
すいか	0.3
メロン類果実	0.3
まくわり	0.3
その他のうり科野菜 <sup>注7)</sup>	0.3
ほうれんそう	30
オクラ	2
未成熟えんどう	2
未成熟いんげん	2
その他の野菜 <sup>注8)</sup>	30

注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注2)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注3)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注4)「その他のさく科野菜」とは、さく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注5)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注6)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注7)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわり以外のものをいう。

注8)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、さく科野菜、うり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのご類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

トキシフェノイド

食品名	残留基準値
	ppm
なつみかんの果実全体	2
レモン	3
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	3
グレープフルーツ	3
ライム	3
その他のかんきつ類果実 <sup>注9)</sup>	3
りんご	2
日本なし	2
西洋なし	2
マルメロ	2
びわ	2
もも	2
ネクタリン	2
あんず(アプリコットを含む。)	2
すもも(プルーンを含む。)	2
うめ	2
おうとう(チェリーを含む。)	2
いちご	2
ブルーベリー	4
クランベリー	0.7
ハックルベリー	4
ぶどう	1
キウイ	0.5
パパイヤ	1
アボカド	0.7
その他の果実 <sup>注10)</sup>	0.1
綿実	7
ぎんなん	0.1
くり	0.1
ペカン	0.1
アーモンド	0.1
くるみ	0.1
その他のナッツ類 <sup>注11)</sup>	0.1
茶	20
その他のスパイス <sup>注12)</sup>	30
その他のハーブ <sup>注13)</sup>	30
牛の筋肉	0.2
豚の筋肉	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注14)</sup> の筋肉	0.2
牛の脂肪	0.3
豚の脂肪	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.3
牛の肝臓	0.2
豚の肝臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2
牛の腎臓	0.2
豚の腎臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2
牛の食用部分 <sup>注15)</sup>	0.2
豚の食用部分	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2
乳	0.05
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん <sup>注16)</sup> の筋肉	0.01

注9)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注10)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注11)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注12)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根、茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注13)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレンソウ、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注14)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注15)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注16)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

メキシフェノジド

食品名	残留基準値
	ppm
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪	0.02 0.02
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	0.01 0.01
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	0.01 0.01
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	0.01 0.01
鶏の卵 その他の家きんの卵	0.01 0.01
すもも(乾燥させたもの)	2
干しぶどう	3
落花生油(注17に限る。)	0.1
とうがらし(乾燥させたもの)	20

注17) 食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製落花生油、落花生サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油。

## 暫定的に定められた対象外物質 21 品目（アスパラギン等）の 見直しについて

### 【背景・経緯】

食品に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物（以下「農薬等」という。）に関するポジティブリスト制度の導入に伴い、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 3 項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（以下「対象外物質」という。）として、65 物質が暫定的に定められた。

今般、対象外物質のうち、下記 21 物質について、食品安全委員会に対して食品健康影響評価を依頼したところ、「通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものであると考えられる。」と評価結果がなされたところである。

### 【対象外物質としての指定】

食品安全委員会における評価結果を踏まえ、これら 21 物質については、農薬等として通常の方法により使用され、食品中に残留した場合であっても、その食品を摂取することによって人の健康を損なうおそれがあるとは考えにくいことから、食品衛生法第 11 条第 3 項の規定に基づく対象外物質として定めることとする。

	物質名	主な用途
1	アスパラギン	(飼料添加物及び動物用医薬品)
2	アラニン	(飼料添加物及び動物用医薬品)
3	アルギニン	(飼料添加物及び動物用医薬品)
4	イノシトール	(飼料添加物及び動物用医薬品)
5	グリシン	(飼料添加物及び動物用医薬品)
6	グルタミン	(飼料添加物及び動物用医薬品)
7	コバラミン	(飼料添加物及び動物用医薬品)
8	ユリン	(農薬、飼料添加物及び動物用医薬品)
9	セリン	(動物用医薬品)
10	チアミン	(飼料添加物及び動物用医薬品)
11	チロシン	(飼料添加物及び動物用医薬品)
12	ナイアシン	(飼料添加物及び動物用医薬品)
13	バリン	(飼料添加物及び動物用医薬品)
14	パントテン酸	(飼料添加物及び動物用医薬品)
15	ビオチン	(飼料添加物及び動物用医薬品)
16	ヒスチジン	(動物用医薬品)
17	ピリドキシン	(飼料添加物及び動物用医薬品)
18	メチオニン	(飼料添加物及び動物用医薬品)
19	葉酸	(飼料添加物及び動物用医薬品)
20	リボフラビン	(飼料添加物及び動物用医薬品)
21	ロイシン	(動物用医薬品)